

つてゐるが、協會には所屬の騎兵學校・射手學校等各種軍事特業學校・海事教育訓練所並帆船隊等を有しあり、最新軍事技術修得者は數百萬に及んでゐる。尙召集前の壯丁に對する軍事豫備教育並在郷赤兵に對する復習教育等隊外者の軍事教育を行ふ爲二千餘の軍事教育訓練所を有し特に在郷者の資質向上に努力してゐる。

二、航空事業

航空事業の發達普及は特に力を用ふる所であつて、協會が民間資金を以て赤空軍に獻納せし飛行機は既に六、七百機以上に達し、更に國民の航空教育の爲現在全國に約三百個の飛行俱樂部がある。此等は各、飛行場・航空學校・機關學校並飛行機等を有し、其の所屬機數總數三千機と推定せられ、「吾等は速に十五萬人の操縦士を養成せざるべからず」との決議に基き多數の操縦士機關士等を養成してゐる。尙航空要員養成に關して「模型飛行機より」「グライダー」へ、「グライダー」より「輕飛行機へ」、「輕飛行機より軍用機へ」なる標語の下に兒童青年に呼びかけ、系統的に著、其の効果を收めてゐる。目下「グライダー」學校二五〇、所屬「グライダー」少くも二千五百其の操縦教育を受けたる者少くも三萬あり、各學校には模型飛行機團體を設け履、競技會を催して其の發達を計つてゐる。其他「バラシユート」俱樂部少くも千五百其の修業者數十萬に達し、主要都市に於ける「バラシユート」練習塔一〇〇〇箇以上上つてゐる。尙航空發明事業に對する熱意亦旺盛で、各種研究機關並多數の工場等を有し、飛行機飛行船の研究設計製造を行ひつゝある。

三、化學防空事業

國民に對する對瓦斯並防空教育も亦協會の力を入れつゝある所であつて、防空地區及防空團體の設定・防空監視及連絡の教育等を實施するの他・防毒衣の賣出・特殊防空團體の定期的防空演習・雜誌映畫に依る宣傳等を行ひ、更に進んで瓦斯原料の研究・化學工業の擴張・化學工業品製造所の設置・農業の航空化學化等を実施し、各種研究所並研究會等を設置し且多數の瓦斯避難所を管理してゐる。

第九節 軍事豫算

最近八箇年に於ける豫算總額と軍事豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	軍 事 豫 算	摘 要
一九三二年度	約 二七、五四二、〇〇〇 <small>千圓</small>	約 一、三九六、〇〇〇 <small>千圓</small>	
一九三三年度	約 三五、〇一一、〇〇〇	約 一、五七四、〇〇〇	
一九三四年度	約 四八、八七九、〇〇〇	約 一、七九五、〇〇〇	實際支出 五、〇〇〇、〇〇〇 <small>千圓</small>
一九三五年度	約 六五、九〇〇、〇〇〇	約 八、一〇〇、〇〇〇	實際支出 八、二〇〇、〇〇〇
一九三六年度	約 七八、七一五、〇〇〇	約 一四、八〇〇、〇〇〇	
一九三七年度	約 九七、〇〇〇、〇〇〇	約 二〇、一〇〇、〇〇〇	
一九三八年度	約 一二四、〇〇〇、〇〇〇	約 二七、〇〇〇、〇〇〇	

一九三九年度	約一五四、九五七、〇〇〇	約四〇、八五〇、〇〇〇
備	(1) 一九三五、三六年度豫算は特別軍隊費を含まざるものを表す。括弧内は特別軍隊費を含みたるものとす。	(四六、九七二、〇〇〇)
考	(2) 豫算總額は地方豫算を含む可決額とす。軍事費は草案額にして可決額は更に二十億留程度増加を推測せらる。	

統制經濟組織を採る「ソ」聯邦の國家豫算は、爾他の列國の豫算とは其の趣を全然異にするのであつて、寧ろ全國民の國民經濟の豫算と見るが至當である。従つて、之を以て他のものと比較せんとするのは殆ど意味の無いことであるが、實際上の軍事費が此處に示す軍事豫算位のものでなく、遙かに大きいと謂ふことだけは言ひ得るのである。蓋し、本軍事豫算は國防省費のみであつて、特別軍隊費並莫大なる軍需工業費の如きは全然含んで居らず、又兵營の建築、射撃場の設備等の如き、地方經費の負擔となるもの亦少からずして、此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るからである。尙又國防飛行化學協會よりの職納「シエフ」(「シエフ」とは後援者の意味であつて、共產黨、職業同盟、地方行政機關、各種組合、工場等が赤軍某々隊の「シエフ」となつて一部の給與等を擔任してゐるのを謂ふのである。)の各軍隊に對する援助等に要する經費は、固より本豫算以外のものであるし、又國家豫算中の豫備金の使用も大部は軍事にあるが如く、其の額も決して少くないのである。

第四章 米國

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

米國は比隣に接壤の強國を有せざれば開戦勢頭より大陸軍を發動するの必要なく、且資源豊富、工業力發達しありて戦時必要に應じては一擧に大軍を編成し得るが如き國防上の好條件を有しあるが故に、優勢なる海軍に保有しあらば平時より大陸軍を保持するの必要無かるべしとは理論上一般に認めらるゝ所であるが、米國陸軍は近來甚だ之と背馳せる道を進みつゝあるが如くである。即ち大統領の豫算書に對し上下兩院が各、豫算額を増加承認せる事實の如き、國防充實の肝要なるを極めて痛切に認めて居る證左であると言ふべく、又參謀總長が一九三五年陸軍五箇年計畫を有する旨を發表し、更に一九三六年以來國際非常時に備ふる爲陸軍々備の擴充、特に太平洋沿岸の防備と空軍の充實を力説し且常備軍の兵役年限を延長せんと企圖せるが如き、其の意圖の奈邊にあるやに關し注意を要するものがあらう。最近に至り米國は西半球全般を防禦するの兵力を必要とするとの理由を述ぶるに至つたが、何れの國よりも太平洋を越えて西半球に進攻する國ありとは常識を以て思考し得ない所である。恐らく現下の世界情勢に刺戟せられ、且其の積極的外交政策推進の爲此等強大なる武力を保持せんとするものたるや疑ひない所である。

二、軍備方針

米國は世界大戰の苦き經驗に鑑み、戰後其の國防法に根本的改正を加ふると共に、教育組織の統一編制の確立並に豫備軍及編成豫備軍の整備に努力したが、參謀總長「パーシング」大將は、一九二二年七月二十三日國防方針に關し左の要旨を發表した。

米國は開戰當初に於て平時常設の正規軍を動員して九箇師團とし、之に護國軍十八師團並に編成豫備軍の一部を加へ、先づ之を以て國境、海岸を守護し、其の掩護の下に國內に於て大動員を行ひ、且此の間各軍の軍事教練を補足完成し、海軍は米本國に對する敵襲の防衛を陸軍に委し獨立して作戰する。元來國防は我が國土の保安のみを以て目的を達し得るものではない。従つて各軍の動員及訓練完成せば、陸軍は遠征軍を編成して攻勢作戰を敢行する云々。

既に戰時約四百五十萬の大軍を動員するの計畫を確立し、且戰時之が老なる要求に應ぜんが爲に業、資源及勞働等諸般の事項を網羅する周密なる産業動員計畫の基礎を策定し、銳意之が完成に向ひ官民齊しく大なる努力を續けて居るのみでなく、其の國防方針中には陸海軍共各、積極的に攻勢作戰を敢行すると述べてゐるのは、吾人の關心を大ならしめずには置かない所であつて、事實其の陸軍に關する準備を見ると強ち脅し文句でないことが明かである。

殊に最近其の海軍に於て華府、倫敦兩條約の規定せる兵力量迄銳意建艦を進むると共に、陸軍の兵力増加、陸軍自動車化並機械化、裝備の近代化、航空部隊の大擴張を以て軍備改善の根本方針となし、大戰以來の沈滞を破つて急速に近代的世界一流陸軍の實現を期し、將に飛躍的努力の緒に就き、一方又大規模強力なる國家總動員法の制定等と相俟つて著、戰爭準備の完成に邁進しつゝある。

特に國防は空軍によるを第一義とするとの方針の下に此の數年間に大擴張を斷行し、獨立的攻勢空軍を完備せんとしてゐる。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

米國は獨立戰爭以來志願兵制度を以て兵制の根本と爲してゐるが、其の建軍の主義は左の如くである。

1. 國防は舉國一致を以て行ふべく、米國民民にして苟も體格適當なる男子は凡て米國民兵たるの義務を有す。
2. 然れども之が爲國家の強制を以て軍隊を構成することなく、其の建國の精神たる自由平等主義に基き、市民の自覺に俟つの趣旨に依て志願兵制度を採用し、平時最小限度の精銳部隊を存置するに止め有事に際して所要の大軍を編成す。

米國は以上の主義に依つて獨立戰爭以來各種の戰爭を経過し、其の都度臨時募集の民兵に依りて正規軍を補充し、兎も角も其の目的を達成して來たのであるが、此の種制度の通弊たる軍事能力の低劣、志願者の不足に依る補充難等の爲可なり苦き經驗を嘗めて來た。

世界大戰參加と共に、遂に徵兵法を制定し、僅に十二萬に過ぎざりし正規軍より、一躍三百五十有餘萬の老なる國軍の整備を爲したることは周知の事實である。戰後、兵制問題の論議に方り、累年

繼承し來つた志願兵制度、即ち祖國の爲至高なる犠牲心の本能的發露に期待せんとするの制度に危険性ありとして、徴兵制度の優越を認むる者多く、參謀本部は固より上下兩院軍事委員會は、一般國民軍事教練案を議會に提出すると共に、大統領に徴兵權を附與すべしとの案を提起したが、議會は國民の全力を擧げて經濟方面に傾注せんとする政策を標榜して前述の提議を否決し、再び戦前の志願兵制度に復歸することとなつた。

陸軍の補充及服役は其の種類に應じて左の如くになつて居る。

正規軍 下士官は米國民たる男子にして十八歳乃至三十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其の服役は三箇年及一箇年の二種(一箇年服役志願者は少數)であつて、再服役は三箇年を一期として居る。正規軍下士官兵は除隊後豫備役服務の義務はない。尙參謀總長「クレイグ」大將は一九三六年度の年次報告に於て「陸軍は精兵十五萬人の整備を目標に正規軍の兵役年限を五箇年に延長し、内三年を現役に二年を豫備役に振り當てる方針の下に具體案作製中」なることを發表した。

護國軍兵は正規軍と同様、米國民たる男子にして、十八歳乃至四十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其の服役は一箇年及三箇年の二種であつて、再服役は一年を一期として居る。

二、軍の構成

1. 正規軍

米國陸軍は其の本質に於て、正規軍、護國軍及編成豫備軍より成る。

正規軍は常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主體となり、一部を以て護國軍、編成豫備軍及市民の軍事教育訓練を指導し、有事の際は第一線出動部隊の骨幹となるのである。

2. 護國軍

護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に屬し地方の守備並治安維持に任ずるものである。而して戦時又は事變に際しては、大統領に於て議會の承認を経たる上、合衆國の爲使用し得る如くなつて居る。従つて中央政府より毎年各州に豫算を補助し、定数の護國軍を維持して其の編成、裝備、教育等皆正規軍に準據せしめ、以て戦時國防軍の第一線を形成せしむるのである。一昨年以來合衆國護國軍なるものゝ編成を見て、大統領の護國軍使用は從來より一層容易迅速となつた次第である。

3. 編成豫備軍

編成豫備軍は合衆國戦時兵力中平時志願に依る將校及若干の下士官兵を以て編成せられたもので、爾餘の戦時兵力は總て紙上の編制とせられ、戦時は郷土を中心とし將校以下の要員を召集して編成及教育を完了する。従つて精神的素質は優秀なるも、軍事教練の程度は言ふに足らぬ。

第三節 兵力及編制

一、平時兵力

列國陸軍概観 米國

1. 正規軍

歩兵九師團、騎兵三師團、總司令部航空隊及其の他の部隊より成り、其の兵力は國防法に依り其の最大限を定め豫算に依り年々の兵力を規定せらるゝのである。一九三九年十月末に於ける其の人員は左の如くである。但括弧内は國防法規定の兵力を示す。

米 人 隊

將 校

一三、〇〇〇、一七、七〇〇）人

准士官以下

一六〇、〇〇〇（二八〇、〇〇〇）人

計

一七三、〇〇〇（二九七、七〇〇）人

比島土人隊

將校以下

七、〇〇〇

2. 護國軍

歩兵十八師團（一部未完成）、騎兵四師團（基幹部隊のみ現存す）より成る。國防法規定の兵力は四十二萬五千人であるが、此の如き大軍を維持するは經費之を許さないもので、從來より此の定員に充たざること遠く、一九三八年十月に於ける現在兵力は約二十萬人である。

3. 編成豫備軍 約十二萬

右は殆ど全部豫備役將校（下士官兵現在約四千名）である。尙一九三八年四月豫備兵充實法が議會を通過し、今後四箇年間に七萬五千の豫備兵を得ることとなつた。此の豫備兵は正規軍の既教育

者で除隊した三十六歳以下のものである。

二、戦時兵力

新動員計畫に依れば戦時約四百五十萬の大軍を動員せんとするものにして、概ね左の部隊より成り、之を以て六野戦軍を編成する。

1. 正規軍

歩兵九師團、騎兵三師團及軍團並軍の直屬部隊

2. 護國軍

歩兵十八師團及騎兵六師團及其他若干

3. 編成豫備軍

歩兵二十七師團、騎兵六師團及特種部隊九箇

國防法に依れば、平時より二十七師團編成の企圖を有するも、護國軍と同様豫算其の他の關係により未だ之を實現するに至らない。

第四節 航空

一、要旨

米國政府は世界大戰の平和克復後鋭意歐洲交戰諸國航空の精神を吸收することに努め、又華府會議以來比律賓及布哇に於ける空中威力の増進に著目する等著、其の充實に努力して居る。其の他飛行新記録の樹立に、長距離飛行の敢行に又は優秀飛行機の設計、製作等に、所謂「アメリカ第一」を標語として邁進し、航空機工業の顯著なる發達と共に其の進歩は驚くべきものがある。又一九二七年以來實行せる其の第一次航空擴張五箇年計畫は其の完成を見たが、更に將來に對する計畫策定の爲、元陸軍

長官たりし「ペーカー」を首班とする航空調査委員を組織して航空に關する諸般の問題に徹底せる意見を具申せしめ、之に基き一九三五年春以來陸軍航空の内容を獨立空軍に改め、現有勢力約千四百機を五箇年計畫を以て四千機に擴張せんとする案は議會の承認する處とならざりしと雖、今後約三年計畫を以て二、三二〇機に擴張せんとする案は一九三六年六月法文化成立し、今や此の第二次擴張實現に邁進しつつあると共に、米本國國境各要地就中「アラスカ」に一千機を收容し得る大空軍根據地建設を企圖し、既に著、進行中なる布哇の大航空根據地完成と共に陸軍航空勢力を積極的に使用せんとし、又本國の要所々々並「アリユーション」群島の上空は民間飛行の禁止區域とした。最近同群島の「シトカ」港に海軍は航空根據地を設け「アリユーション」列島にも建設の豫定である。

尙一九三二年秋頃より盛に自國勢力の支那其他への進出、殊に太平洋航空路の完成により今や直接米文の連絡成り米濠間の試験飛行を終り、其他多數の器材及指導の爲の人員を入國せしめて直接勢力の伸展を圖ると共に、自國航空工業の高度維持に努めて居る。

二、航空兵力

空軍を獨立せしむることなく、陸海軍に夫、航空兵力を屬して居る。陸軍は航空隊及航空學校を有し、航空局に於て其の業務を管掌してゐるが、一九三五年以來總司令部航空隊なるものを常設し、參謀總長の隷下に屬せしめ、其の内容を遠距離用重爆主體に改編し、「アリユーション」、布哇、巴奈馬を進める線以東の米本國沿岸防禦を擔任せしむると共に、更に獨立して空軍的に隨時各方面に積極的

に使用し得る様にしてゐる。其の陸軍航空兵力は左の通りである。

1. 總人員 (一九三八〇六月末現在)

- 將校 一、五〇〇
- 准士官以下 二〇、〇〇〇
- 合計 二一、五〇〇

2. 中隊數及機數 (一九三八年末調)

正規軍

偵察、戰闘、其他部隊に區分せられ戰闘部隊は更に驅逐、攻撃、爆撃中隊に、其他部隊は、輸送、氣球、氣象、學校、基地、勤務中隊に夫、區分せられてゐる。其の中隊概數左の如し。

偵察部隊	二〇中隊
戰闘部隊	四〇中隊
其他部隊	七〇中隊
合計	一三〇中隊
機數	約二〇〇〇機
護國軍機數	約三〇〇機

列國陸軍概観 米 國

3. 航空根據地

如何に飛行機が整備せられても、航空根據地がなければ其の效力を十分に發揮することが出来ない。米國は深く此の點に鑑みて陸軍飛行場として六十有餘、民間飛行場として二千餘を有してゐるが、更に一九三五年「ウイルコックス」氏の空軍大根據地案を採用して「アラスカ」、太平洋岸西北部「ロッキー」山脈中、大西洋東北岸、西南部州及大西洋「カリブ」海方面に之を建設することに決定し、「アラスカ」方面のみにても七十數箇所の著陸場を有する現況である。

4. 航空豫算

航空關係豫算の概要を示せば次の如くであつて、逐年激増を示し、特に一九三九年度豫算に於ては、一九四一年度迄に六千機保有を目標とする航空擴張二箇年計畫可決せられ、甚大な航空豫算を通過せしめた。但俵給等の經費を除く。

△米國航空關係豫算の概要 (單位千弗)

陸	一九三四年度	一九三五年度	一九三六年度	一九三七年度	一九三八年度	一九三九年度
軍	六八、三六五	八三、八三六	九六、八七二	一〇一、八五一	一二四、〇〇〇	三六四、〇〇〇

三、民間航空

1. 米國政府經營の航空には、陸、海軍用以外に森林巡邏飛行(使用機數約四〇)及國境警邏並天災に際し使用するもの等がある。

2. 民間航空は頗る盛にして諸統計は米國を除く全世界のものを合するも尙米國に及ばざることか遠いことを示してゐる。

一九三八年八月に於ける飛行機は二一、〇三二、操縦士は二〇、〇七六で、公認飛行學校も二十七に上り主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、殊に操縦士中約七千人は優秀者にして戦時直に空中戦士として役立ち得ることは特に注目すべき點である。

航空路(定期)其他に關する二、三の統計を示せば次の如くである。

イ、航空路(一九三六年末調)

國 内 二、八、八七四哩

國 外 二、二、六五八哩

ロ、空中輸送(一九三八年自一月至六月)

飛行距離 三八、七三四、六五四哩

乗客數 六六六、八二五人(前年に比し一二三、五一増)

郵便物 九、九四三、三五六封(前年に比し三二八、〇四五減)

ハ、飛行場(航空港) (一九三八年十月)

陸軍飛行場 六一

海軍飛行場 二六

民間飛行場 一一、三二〇

列國陸軍概観 米國

一七五

1. 航空輸送の國外進出は最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目覺ましいものがある。又一九二九年四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海—南京—漢口間を、十二月更に成都迄の航空輸送を開始せし外、中華民國内に多數の航空路を設定し著、計畫の實現に努めてゐる。又一九三五年十一月より桑港—「マニラ」間太平洋横斷定期郵便飛行を開始してゐたが、一九三七年四月には該航空路を香港迄延長して在支米航空路に連絡すると共に旅客輸送を開始し、世界の注目を集めてゐる。又南太平洋航空路並に大西洋横斷航空路を開拓中である。

4. 最近飛行機製作數

米國の飛行機工業は大規模に發達し、近年に於ける業績は左の如き數字を示して居る。(「アナリスト」調査)

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年 (一九三九年)
軍用機	四六六	四三七	四五九	一、一四一	九四九	九四四
商用機	五九一	七七二	一、一〇九	一、五五九	二、二八一	一、三一三
輸出臺數	四〇六	四九〇	三三三	五五〇	六二九	六一六

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

米國陸軍當局は將來戰に處する爲、毒瓦斯を主とする化學戰を以て最も經濟的且有效なる戰闘法なりと認め、官民協力して之が利用、研究、調査等に努力し、殊に平時に於ける之が教育施設及工業動員等に對しては、周到且大規模の準備施設を實施して居る。米國の當局者が、戰に勝たんが爲には毒瓦斯制限に關する條約の如きは一顧にだも値せざることを公言せる如く、本施設に對する米人の意氣込を十分に窺ふに足るものがある。

當局の毒瓦斯使用に對する見解

イ、化學戰部「ジョージ、ハント」大佐の口演要旨

毒瓦斯は極めて有效なると同時に比較的人道的兵器であつて、將來戰に於ては國際間の諸條約の如何に拘らず、斷然之を使用しなくてはならぬ云々。

ロ、前化學戰部長「フリス」少將の報告要旨

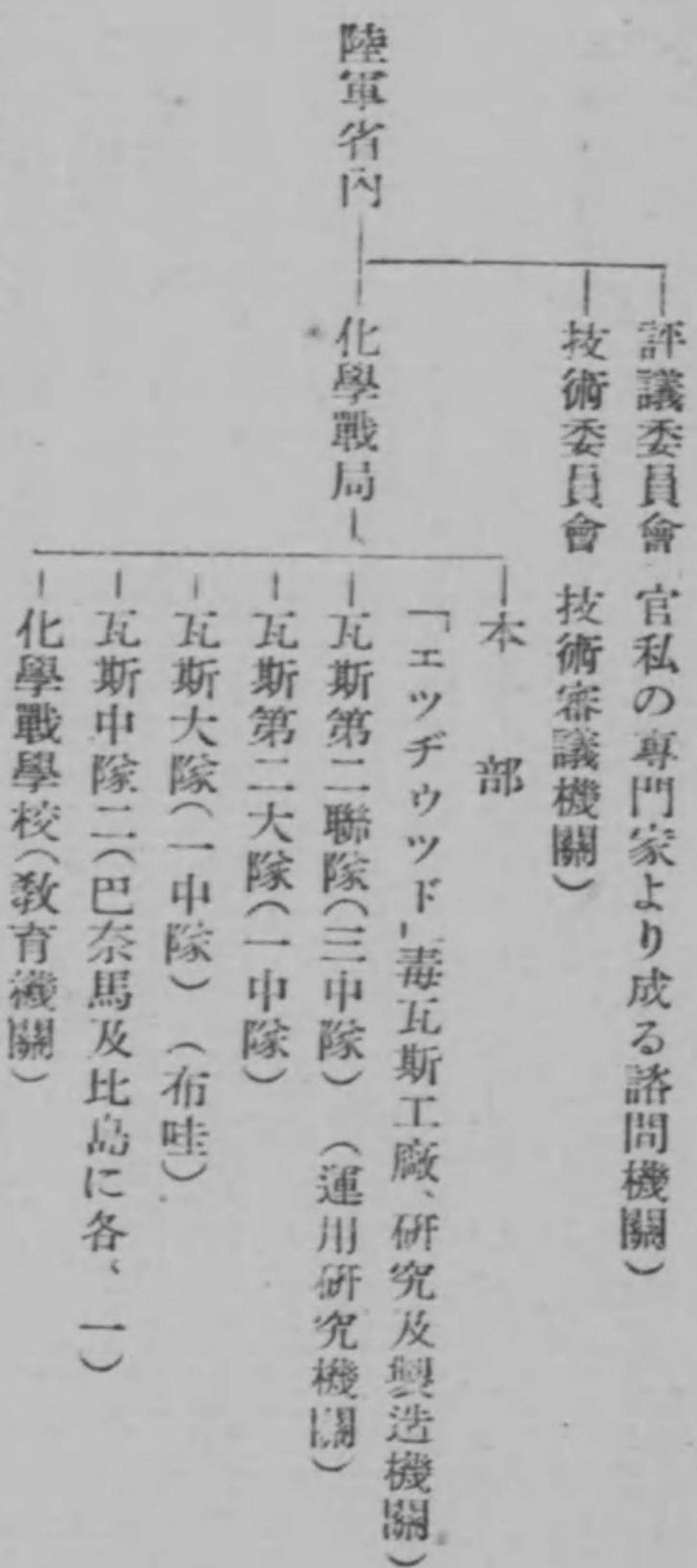
現今及將來の戰爭は全く國民戰爭であつて、開戦と同時にあらゆる人員、工業を擧げて動員し、國家の安危に關する秋に方りては、如何なる武器、如何なる交戦法と雖斷然之を使用し、勝利の獲得に努めなくてはならない。而して化學的國防準備は最も經濟的にして且最も有效である。

近時化學工業は異常の進歩發達を爲しつゝあるから、將來は兵器に一層急激なる變革を齎すべきや明であるが、彼の軍備制限會議も亦此の變革を促進するに過ぎず、戰爭の絶滅しない限り條約を以て特種兵器の使用を禁止せんとするが如きは、夢想に過ぎざるものと謂はなくてはならぬ云々。

二、化學戰諸機關の概要

米國は、毒瓦斯の研究を公然と組織的、徹底的に行つて居る。其の編制は次の如くである。

列國陸軍概観 米國



此等の諸施設完成の爲に要せし費用は八千萬圓と稱せられ、「エッチウッド」毒瓦斯工廠は研究及製造の機關として諸設備が完備して居る。

三、化學戰教育施設

參謀本部には化學戰部將校を配屬して動員、教育、編制、裝備等に關する勤務に服せしめて居る。又毒瓦斯に關する教育施設としては化學戰學校主として之に任じ、陸軍大學校、參謀學校、步兵學校、及其他の特科學校に於ても夫、一部の教育教練を實施して得る。其の他軍團及師團に於ても幹部以下に對し瓦斯教育を行ひ、之が普及徹底を圖つて居り、運用研究の機關として常設瓦斯第一聯隊がある。

四、民間に於ける化學工業施設

尙別に豫備瓦斯聯隊二個あり、毎月一回夏季約二週間召集し野營地に於て教育して居る。民間に於ける化學工業は平時に於ては製藥、染料、寫真用藥品、香料、調味品、人工纖維、食料色素等を製造すると共に、爆發物及毒瓦斯等戰用化學品の原料又は半製品を生産し、官民一致して本工業の助成、發達を圖ると共に、將來戰に際しては、此の種工業に關するあらゆる人員、工場、設備、材料、製品等を擧げて動員し、必要に應じ大規模に之を行使するに遺憾なきやう準備を進めてゐる。化學工業動員準備に關しては、化學戰部内に民間化學工業家との連絡を擔任し併せて情報蒐集に任ずる一課を設けて居る。其の任務は主として戰時所要の化學品の利用法を計畫し、尙民間に於ける各種化學工業家との協調を一層密ならしむると共に、其の製造設備並原料品、補給資源等を調査するに在る。又米國化學協會の委員中の若干名並専門家の化學者技師十五名を化學戰部の顧問として新知識の移入、改良、進歩に資して居る。斯くて米國に於ける瓦斯及防毒面の利用は各方面に發達し、害蟲驅除、船舶の消毒、坑内勞働者の炭酸瓦斯防護、警察、消防等に著、効果を擧げて居る。

第六節 國家總動員施設

米國總動員業務は其の軍備方針に明示さる「國內大動員」の準備の根幹を爲すものであつて、陸軍省の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數箇の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査、研究、補給計畫並に戰時諸機關の編成等に關し徹底せる具

體的準備を進めてゐる。

尙一九二六年上下兩院に提出せられた總動員法案は、大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんとするものにして、世界大戰以來陸軍當局が苦心研究した結果である。然るに一九三六年の會議にも提出したが、戰時獨裁制を誘致するとの理由の下に採用するに至らず一九三八年二月になつて始めて下院陸軍委員會を通過した。そして工業動員の要員と思惟せらるゝ豫備兵器將校の外、特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じて居る。又一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に對する總動員演習を實施し、約二萬個の民間工場に對しては平時より教育註文制度に依つて兵器の製造に習熟せしめ、戰時此等の工場が命令一下直ちに軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備して居る。

第七節 陸軍豫算

最近九箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年	度	豫算總額	陸軍豫算
一九三一	— 三二年度	約五、二七四、〇〇〇 <small>千弗</small>	約四七八、〇〇〇 <small>千弗</small>
一九三二	— 三三年度	約五、三〇七、〇〇〇	約四四一、〇〇〇
一九三三	— 三四年度	約九、二四四、〇〇〇	約四〇八、〇〇〇

一九三四—一九三五年豫算以降は産業復興費を含んでゐる。

一九三四	— 三五年度	約七、二二五、〇〇〇	約四八九、〇〇〇
一九三五	— 三六年度	約九、五八八、〇〇〇	約五八一、〇〇〇
一九三六	— 三七年度	約八、四八一、〇〇〇	約四四一、〇〇〇
一九三七	— 三八年度	約六、一五八、〇〇〇	約四五六、〇〇〇
一九三八	— 三九年度	約六、八六九、〇〇〇	約四六八、〇〇〇
一九三九	— 四〇年度	約一三、〇〇〇、〇〇〇	約五一〇、〇〇〇

第五章 英國

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

英國は其の地理的位置上、特に國際情勢極めて混沌たる現歐洲に於ける安定勢力としての存在、廣く世界に分布せる殖民地及既得權益の確保並海外通商貿易の保護等の爲に相當強大なる海陸軍を必要とするも、優勢なる海軍方に信頼し得る關係上從來小規模の陸軍を以て満足してゐたが、世界大戰の苦き教訓及最近に於ける國際情勢の變化、即ち一九三五年來獨逸の再軍備、伊太利の勃興、「スペイン」の内亂等引續く西歐情勢悪化、就中伊「エ」紛争に於て英國の嘗めたる苦杯、聯盟機構の無力化及軍縮會議の失敗等、幾多の相繼ぐ苦き經驗により從來の態度より急轉向し、外交の背景を爲すべき軍備擴張に乗り出し特に一九三七年二月十六日向五箇年間に於ける軍事費十五億磅（内四億磅公債に依る）の龐大なる國防計畫を發表して世界を驚倒せしめたがこれ亦當然の歸結たると共に吾人の注目を要する點である。同年五月「ジョージ」六世陛下の戴冠式直後倫敦に開催せられた帝國議會に於ては特に國防強化の必要が強調せられ各自治領も本國政府の國防方針を全面的に支持したのである。

一九三九年—四〇年度國防豫算は約五億八千萬磅で、昭和十四年七月の追加豫算を合すれば七億三千萬磅で、前年に比し更に三億八千七百萬磅の増加を示し、特に空軍及民間國防は飛躍的増加を示してゐる。

二、軍備方針

英國々防の大方針は「領土を保有し其の結合を鞏固にし對外權利を維持し且通商貿易の保護を主とし特に歐洲の現狀を維持する」に在りとし、之が爲必要なる外交の背景を保持し、必要なる範圍の制空及制海權の確保、屬領各部の獨立防禦及相互援助を策するを以て綱領として居る様である。

1. 海軍政策 略す。

2. 陸軍政策 英國陸軍は國防の要求及國際義務履行に適應するを以て其の建軍の本旨となし寡兵機械主義の徹底を以て之が解決の關鍵としてゐる。

陸軍の任務は（イ）英帝國海外領土の防衛（ロ）本國の防空、海岸防禦及治安維持（ハ）戦時に際し必要なる方面に優良裝備の軍を送ることである。

之が爲に必要な限度の陸軍を整備し、且國民の軍事豫備教育の徹底を圖る等、各種の施設に依つて戦時陸軍の増大を準備する。

世界大戰後志願兵制度に復歸せるに伴ひ、地方軍を改編して正規軍同様にし、又戦時兵力の増強に努めて大陸に於ける活潑な運動戰を準備し、特に軍の機械化を促進し其の能力を向上せしめる。

3. 空軍政策

空軍の任務は本國及海外に於ける利益を保護するに在り。

而して英國に對して空中攻撃を加へ得べき列國中最強一國を標準とする航空隊を本國に備へ、以

て其の防空を完全ならしむるのみならず、陸海軍及植民地の要求に應じ得る獨立の空軍を整備する、尙民間航空を補助獎勵して戦時の擴張に應じ得る準備を爲す。

三、軍備の擴張

英國は一九三五年來空軍の擴張に著手して居たが、更に一九三六年近年稀な大豫算を計上して三軍全般に亘る擴大強化に乘出した。其の理由として特に英國政府の擧げる處を見るに、(イ)聯盟に對する責任の分擔と (ロ)英國の利益保護を掲げ (ハ)併せて列強の軍備擴張の狀況並 (ニ)伊「エ」紛争にて英國が著しく軍備の不足を痛感せる事實に基くもので、特に強力なる指導外交の背後には強大なる軍備の必要なるを感ずるに至つた點等の様である。

之が爲陸軍部隊の増設機械化の促進、海軍の新艦代艦の建造、空軍の大擴張、三軍協調の強化、工業の統制に著手した。

英國政府は昭和十二年二月十六日向五箇年間に於ける軍事費十五億磅(内四億を公債に依る)の龐大なる國防計畫を發表した。其の概要の如くである。

1. 海軍 主力艦三、巡洋艦七、航空母艦二の建造、現用艦船の近代化、艦隊空軍及び兵員の増加。
2. 陸軍 歩兵四箇大隊及び戦車二箇大隊の増設、各兵科の近代化及び機械化、地方軍に對する優良裝備、作戰資材の充實、兵營施設の改善。

3. 空軍 飛行場の増設、本土及び海外を通じ飛行根據地七十五の新設、兵員器材の増加、防空施設の近代化。

本計畫は爾後に於ける世界の情勢特に獨、伊の勃興に對處する爲、逐次改變又は促進せられ、昭和十四年度(第三年度)に於て前記總豫算の三分の二即ち十一億磅餘を費消することとなつた。特に昭和十三年の九月危機以來戰爭準備は本格的となり、陸軍正規軍の増強、地方軍の倍加、裝備編成の改變促進、徵兵制の實施、空軍擴張の促進、植民地軍の増強等々實施中昭和十四年九月三日對獨開戦となつた。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

英國は從來平時は志願兵制度を採用して居る。之は同國古來傳統の強制を好まざる自由思想と、過去に於て義勇兵制を以て世に誇つたる自尊心とに依るの外、同國が平時より大なる陸軍兵力を必要としない特殊の國防條件に依るのであつて、平時は志願兵制度を以て最も其の國情に合適しありと認め居るが、世界大戰間は徵兵制度を採用せざるを得なかつた。然るに昭和十四年四月に於て一部徵兵制を實施し、又同年九月開戦と共に全般的に徵兵制を施行した。

正規軍兵は十八歳以上二十五歳以下の壯丁より募集し、其服役期間は十二箇年である。之を現役、豫備役の二期に分ち、志願に依り其の全期間を現役に服し、又服役期間二十一箇年に達する迄再服役を

爲すことが出来る。現役、豫備役の各期間は募兵の状況並海外勤務の爲派遣、交代等の關係を顧慮し、各兵種に依り多少の差あるも、大體現役七年、豫備役五年を通常とする。而して此の現役七年は當初一年を教育に、爾後六年を三年宛海外及本國に交代服務せしめんとするものである。

又地方軍兵は十七歳以上三十八歳以下の者より募集し、其の服役期間は四年であつて、爾後一年乃至四年の延期を志願することが出来る。而して服役最終の年齢を三十八歳と規定して居る。

二、軍の構成

英國陸軍は之を正規軍、地方軍及豫備軍の三種に大別することが出来る。

1. 正規軍

正規軍常備團體は野戰軍の骨幹を爲し、主として外征に使用せらるゝものであつて、平時本國に駐屯するの外、印度其の他の海外植民地等の守備に任じて居る。

2. 地方軍

地方軍は戰時必要に應じ議會の協賛を経て外征に使用するものであつて、平時教育訓練の爲基幹部隊を有し、時々召集して各種の訓練を行つて居る。其の訓練の回数は左の如くである。

第一年度	四十五回	外に野營八日乃至十五日
第二年度乃至第四年度	每年二十四回宛	外に野營八日乃至十五日

而して其の募集、維持は全然州協會の手に委し、軍隊教育に關してのみ軍管區司令官の監督を受けることになつて居る。尙最近正規軍の缺陷を補ふ爲地方軍の任務擴張を行ひ、從來正規軍の貢

擔せし海岸防禦の責任の大部を地方軍に擔任せしめ、又地方軍の「誓約」に關する法規を改正し、所要に應じて地方軍に屬する者を外征の爲正規軍の補充に使用し得る如くした。今次戰爭に於て之を外征に使用することゝし、其の兵力を倍加(二六箇師團三十萬)した。

3. 豫備軍

正規軍豫備、將校補充豫備及補充豫備、民兵又海峽諸島及植民地民兵、地方軍豫備に區分する。正規軍豫備は現役を終了せるもの、將校補充豫備及補充豫備は動員に方り將校の補充及技術兵の補充に充つるものであつて、一九二四年の創設に係り、民兵は正規軍豫備使用後正規軍の補充に充てらるゝものである。

第三節 兵力及編制

其の一 陸軍

一、本國軍兵力

1. 一九三九年九月現在兵力

正規軍	六師團(二〇萬)
地方軍	二六師團(二六萬)
地方軍防空部隊	七師團(一〇萬)

列國陸軍概観 英國

豫備軍

約二〇萬

計

約八〇萬

右の内、外征に使用するは目下の所、正規軍、地方軍、豫備軍七〇萬なるも、逐次徴兵法に依る將兵の獲得、海外英國人部隊の召還、植民地、自治領部隊の増援等に依り之を増強すべく、前世界大戦に於ては斯くして約八〇〇萬を召集、七〇師團を動員せる經驗を有するを以て、今次戰爭に於ては少くも六〇師團を動員し得るであらう。

一、本國外の兵力

海外自治領及植民地は別に左の如き兵力(土民軍等を含む)を有して居る。

加 奈 陀	約 一六六、〇〇〇
濠 洲	約 三一、〇〇〇
印 度	約 二一〇、〇〇〇
新 西 蘭	約 一三、〇〇〇
南 阿 蘭	約 三一、〇〇〇
愛蘭現役軍	約 六、三八〇
計	約 四五七、三八〇

其の二 空 軍

一、空軍省所屬兵力及編制

總人員は一九三六年度には五萬五千人であつたが、一九三七年には一躍七萬に増加し、飛行機數は一九三九年四月に於て左の通りである。

本國第一線機	約 二、〇〇〇機
(爆撃五七中隊、戦闘二五中隊其の他)	
海 外 派 遣	四〇〇機
艦 載	二二〇機
計	約 二、六〇〇機
別に補助空軍	二〇中隊
生産數月産	約 三〇〇機
右の外、第一線機以外に約同數の第二線機を保有してゐるが、爾後特に開戦後、機數及生産力は飛躍的向上を示してゐるものと認められる。	
二、海外自治領及植民地の兵力	
海外自治領及植民地に次の兵力がある。	
濠 洲	約 二〇〇機
加 奈 陀	約 一七〇機
南 阿 蘭	約 一〇〇機

列國陸軍概観 英國

新	約	三〇機
西	約	二五機
蘭	約	二〇〇機
愛	約	七二五機
印	計	

三、艦隊空軍の海軍轉屬

一九一八年空軍の獨立に依つて總ての航空機は空軍省の所管となつたが、其の後海軍方面から屢、異論があり遂に一九三七年七月三十日艦隊空軍は空軍省から分離して、軍令、軍政の兩方面に互り完全海軍省の所管に移ることとなり目下之を終つた。

第四節 航空

一、要旨

英國は世界大戰の末期即ち一九一七年來陸海軍の航空を統一して獨立空軍の建設を決すると共に、翌一九一八年春空軍省を設置し、名實共に完全なる空軍を編成して戰場に活躍したのであるが、平和克復と共に強大なる航空兵力の維持困難となつた爲之を整理し、他の交戦國と同様に民間航空の發達を奨励し有事の日に備ふるの方針を執つた。

然るに近時各國に於ける空軍擴張の推移、特に獨逸の再軍備と國際不安、伊「エ」紛争に於ける失敗等各種の原因に依り大なる刺戟を受け、老なる擴張を計畫するに至つた。一九三九年度に入つて再

軍備計畫は更に補強せられ、特に獨逸空軍の異常な發展により、空軍及防空に關して銳意之が促進を圖せるに至つた。飛行隊の増設は概ね豫定通り進捗したが、器材の整備及人員の補充は意の如くならず、爲に計畫の遂行に円滑を缺き、軍需資材補給の統制に當らせる爲軍需委員會設置せられ、又軍需品急速整備を圖る爲米國及加奈陀に使節を派し、飛行機購入の契約を爲さしめた。而して現在は地方軍五箇師の防空部隊を有して居り、更に七箇師團に増加中である。

二、民間航空

空軍擴張を緊要とする一方經費の點より平時に於ける民間航空事業を奨励發達せしめ、以て戦時總豫備たらしむ可く企圖し、之が補助には多大の注意を拂つて補助金を交付して居る次第であるが、一九三七年度の民間航空補助費は二、三一五、〇〇〇磅で前年に比し一、五五五、〇〇〇磅の増額である。

一九二九年四月より帝國航空會社(イムピリアル、エアウエス)を創設し小會社を之に合體して政府の監督下に空輸業務を遂行し逐年成果を向上してゐる。政府は一九二九年から一九三九年まで年々補助金を交付してゐたが一九三七年に補助金交付協定を更新して一九三八年より向ふ十五年間多額の補助金を交付することになつた。

而して一九三五年來商業機數五八九機、個人所有機及輕飛行機俱樂部所有機一、五三五機を有し、民間操縦者數は一萬に近い多數と謂はれてゐる。

又延長航空路は帝國航空會社用のものは三萬五千杆、計畫完成の上は六萬七千杆となるべく(勿論之には加奈陀新西蘭濠洲は含んで居らぬ)尙本土内航空路は別に八千杆の定期航空を實施して居る。

其の他一九三六年二月民間操縦者を以て結成せられたる操縦者聯盟が創立せられたのであるが、之には多數の青年加入しありて將來政府の補助後援を得るに至る可く、非常の際には軍事上大なる役割を果し得るものと見られて居る。

1. 英濠及極東定期航空路

此の定期航空は最初英印間に航空路を開設したのに始まる。當時空軍大臣は、政府は之に貸付金及補助金を與へて平時將校下士官の研究に資し、戦時は全部政府に使用すると言明してゐたが今や右航空路は倫敦濠洲間に延長せられ、更に彼南より香港に支線を設定するに至つた。尙香港線は一九三五年十月米國の太平洋航空路と香港に於て連絡し、且中國航空公司の香港乗入を許可し倫敦上海を連絡するに至つた。政府の補助會社は民間機の製作並運轉事業援助の爲、一九三五年より十五箇年間年に百五十萬磅を支出するに決し、且帝國航空會社に對しては二百萬磅を補助して居る模様である。

2. 海外定期航空の擴張

英國は一九三七年度に方りては、空軍の大擴張と共に民間航空の大々的助成を企圖し、豫算總計二百四十九萬磅を計上した。これは前年度豫算九十九萬八千磅に比し實に百五十九萬一千磅の増額である。而して海外定期航空に關しては、五月末大要左の如き擴張計畫を發表し、著として之が實現に努力してゐる。

イ、一五三七年末迄に南阿、印度、馬來方面への航空郵便料金の値下げを斷行し、且飛行回数を増加して一箇年間の輸送量を一、二五〇噸(約一億通)以上とする。
ロ、左の通り飛行回数増加を圖る。

埃 及 間	週	九回(從來)	?	回
印 度 間	"	五回()		二回()
倫 敦 東 阿 間	"	三回()		一回()
馬 來 南 阿 間	"	三回()		二回()
南 阿 間	"	二回()		一回()
濠 洲 間	"	二回()		一回又は二回()

ハ、從來の陸上機に依る「リレー」式輸送を廢し水陸兩用機を使用する、之が爲一部の空路を變更する。

ニ、夜間飛行設備を行つて日程を短縮する。

3. 新航空路の開拓

帝國航空會社は北大西洋、南大西洋及「タスマン」海横斷「ニュージーランド」航空路等を新設せんとして既に試験飛行をやつてゐる。

三、防空觀念の徹底と航空施設の完備

開戦と同時に敵の空襲を豫期せねばならぬ英國に於ては、歐洲大戰當時蒙つた倫敦空襲の苦い經驗

と最近に於ける空襲威力の強烈なことを十分認識して居る。英國民一般の防空觀念の徹底振は、到底我が國民の狀態とは比較にならぬものがある。従つて防空に關する諸般の設備は眞剣で、著、具體的施設として實現しつゝあるのである。

其の一、二の例を擧ぐれば左の通りである。

1. 空襲警報施設

有事の日國內の防空は地方軍の任務である。内務省内に内務次官の下に空襲警備局を設け、地方官憲を指導して空襲に際し地方勤務隊を編成し市民の防護に當らしむることとし、尙各所に公設の防護團を設けてゐる。

更に防火機關の整備、船渠の防備、燃料の貯藏、發電所の防護等に關し詳細に研究せられ著、と實行してゐる。

2. 國民用防毒面の整備

内務省空襲警備局に於て豫て計畫中の防毒面製造工場は、一九三六年一月より愈、作業を開始し、其の生産能力一週五十萬、年産三千萬である。

政府の計畫では全國民に應ずる防毒面を整備し、之を各地に分割貯藏して、空襲といへば直ぐに之を配給することになつてゐる。

3. 婦人義勇防空團の創設

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

英國は戦後に於ける軍備革新の根本方針を科學應用に置き、之に對する研究は眞に緊張を極め技術研究費の如きも逐年増加して、戦前の六倍以上に達して居るが、就中化學兵器は特に之を重要視し、技術研究費の三分の一即ち毎年約數百萬圓を之に充當して居る。

二、施設

化學戰準備機關は陸、海、空軍の共同事業とし、陸軍之を主宰し、左の機關を設く。

1. 調査部

陸、海、空軍の爲、化學戰に關する諸調査を行ふ。

2. 化戰研究所

本部を倫敦に置き、「ポルトン」及「サットンウオーク」に實驗所を有する。

本部には、陸、海、空軍代表者並科學者を以て組織する化學戰委員會を設け、化學戰に關する顧問機關たらしむ。

兩實驗所は、共に化學兵器應用の諸研究並試験を行ふ。

3. 化學戰學校

「ポルトン」に在り、一九二二年より開校し、隊附將校、下士に對し毒瓦斯防護法の教育を行ふ。

第六節 國家總動員施設

其の國民性と國情とに依り、國民の行動を統制する法律其の他を平時より公布するが如きことなきも、其の軍備方針に鑑みると、有時の日に必要なる陸軍軍備の擴充を行ふ爲には、完備せる總動員施設に依るの外なきこと、國民全般の能く理解知悉しある處であつて、所要の準備施設は著として整備されつゝある。即ち法律的に表面に現はるゝ施設は顯著ならざるも、實質的には緊要なる施設を完備しつゝありと見られるのが、英國總動員施設の特色である。

従つて平時に於ける此の種公的施設の明瞭なるものは少いが、其の中央機關とも目すべきものは、樞密院内に存するものゝ如く、又國防大學なる特殊の施設が在つて、總動員の爲の最高指導部要員を養成して居るやうである。

國防大學は、參謀次長又は軍令部次長を以て校長とし、陸、海、空軍の優秀なる佐官級將校と行政官廳要路の有爲なる事務官級官吏二十數名を年々研究員として召集し、所要の研究を行つて居る。軍需動員の如きも之が爲の特別の規定等を設けて居らぬが、軍と民間工業家の間には密接なる連繫が保たれ、民間工業の軍事轉用計畫も實質的に完成して居ると見られる。

第七節 陸軍及空軍豫算

最近九箇年に於ける英本國豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年	度	豫算總額	陸軍豫算	空軍豫算
一九三一—三二	年度	約 八〇三、五〇〇千	約 三八、六〇〇千	約 一七、七〇〇千

一九三二—三三	年度	約 八四八、一〇〇	約 三六、四〇〇	約 一七、四〇〇
一九三三—三四	年度	約 七四四、七〇〇	約 三七、九〇〇	約 一七、四〇〇
一九三四—三五	年度	約 七八四、八〇〇	約 三九、六〇〇	約 一七、五〇〇
一九三五—三六	年度	約 七三四、四〇〇	約 四三、五〇〇	約 二二、八〇〇
一九三六—三七	年度	約 七九二、五〇〇	約 四五、八〇〇	約 二五、三〇〇
一九三七—三八	年度	約 八六三、一〇〇	約 八二、一〇〇	約 二七、七〇〇
一九三八—三九	年度	約 一、〇二九、〇〇〇	約 八五、三五七	約 二九、七二〇
一九三九—四〇	年度	約 一、二〇〇、〇〇〇	約 九〇、〇〇〇	約 三〇、〇〇〇

- 備
- 一、A は追加豫算を含まず。
 - 二、B は追加豫算を含む。
 - 三、C (前年度繰越金二五二千磅を含む)。
 - 四、D 減債基金一九、〇五四千磅を含む。
 - 五、E (國防公債二六、〇〇〇千磅を含む)。
 - 六、一九三九—四〇年度欄中括弧内は一九三九年七月の追加豫算を示す。

右豫算中には自治領及植民地軍隊の經費を含まざるに注意するを要する。

今主要な海外自治領及植民地に於ける軍事費を擧ぐれば次の如くである。

國 (地名)	年 度	金 額	摘 要
添 洲 聯 邦	一九三四—三五年 度	約 一九、〇〇〇 <small>千磅</small>	
加 奈 陀	一九三五—三六年度	大約 二、二〇〇	一、二五二、〇〇〇弗を換算せり 磅=4.9弗
印 度	一九三五—三六年度	大約 三七、四〇〇	四九九、〇七、〇〇〇 <small>ポンド</small> として換算
新 西 蘭	一九三五—三六年度	約 一、三〇〇	
南 阿 聯 邦	一九三五—三六年度	約 一、三〇〇	
愛 蘭 自 由 國	一九三五—三六年度	約 一、五〇〇	

第六章 佛 國

第一節 概 説

一、國防上の立場と環境

佛國の國防を論ずるに方りて獨逸との關係を重視せざるべからざることは茲に喋々する迄もない。抑、佛獨は古くより犬猿の間柄に在り、世界大戰の結果獨逸に對して徹底的壓迫を加へたるも其の國力恢復に對する疑懼は年と共に増大し、之が爲夙に波蘭、小協商との連衡を固くし、又一九二五年には伊獨白と共に「ロカルノ」條約を結ぶ一方、軍備の充實を圖り以て國土の完全を保持し來れるが、一九三三年「ヒットラー」の君臨は軍縮會議及聯盟脫退、「ザール」の恢復、再軍備宣言、獨軍の「ライン」進駐、續いて、埃國併合、西國內亂、「チエコ」併合となり、佛國の不安は益々募るに至つた。

佛國は一九三五年に入つて一月羅馬協定を二月倫敦協定を結び、又「ストレーザ」會議に於て英佛伊三國の共同戰線を確保せるが、伊國の「エチオピア」遠征に起因する制裁をめぐりて英佛、佛伊の關係は極度に混亂状態に陥つた。之は「ナチスドイツ」にとりては「ヴェルサイユ」の鐵鎖を完全に粉碎すべき好機を提供せるものにして、獨逸は偶々佛蘇相互援助條約の批准將に成らんとする機を捉へ、同條約を「ロカルノ」條約違反なりとして三月七日「ロカルノ」條約破棄「ライン」再武裝の擧に出でた。

佛國は西歐安全保障の爲、唯一のものの特許同條約の廢棄を前にし、締約國を誘ひて對獨強壓に出でんとせらるも、英伊の完全なる協力を得るに至らず、偶、西班牙に於ける内亂の勃發は歐洲を思想上の二大「ブロック」に分裂せしめ、遂に伊獨の同盟、白國の中立還元、西國內亂、特に一昨年「ミュンヘン」會談の失敗等は、佛國の對獨包圍陣を龜裂せしめ、四五年の定員不足と相俟ちて愈、軍備強化に邁進せしめたるものにして、其の途上遂に今日の大戦に遭遇したのである。

二、軍備方針

凡そ佛國々防の基調は國の安全を保持し、國權を防護し、併せて其の海外發展に資するに在りと爲して居るが、前項説述の事情に鑑みる時、其の軍備の方針が對獨絕對安全を主眼として定められあるは茲に更めて言ふ迄もない。又其の空海軍に於ては對英、對伊の顧慮をも有して居ること固よりである。

従つて、世界大戦後軍縮の思潮が世界を風靡し、經濟的不況亦一再ならず襲來した際にも、佛國は前者に對しては軍縮の前提は安全保障なりとして、多少の軍縮を實施しつゝも尙容易に譲らず、後者に對しては當局の施設と國民の自覺とに依り苦しきを忍びて爾來莫大なる飛行機と六十六萬の陸軍を建設し、尙且多額の經費を費して東方國境要塞の構築を完了し、更に兵員を以て獨逸に拮抗し得ざるに依りて、軍の機械化、長期服役兵の増加、戰爭資材の改善を圖り、國民精神教育の向上と相俟ちて國防の萬全を期したのである。然るに一九三八年九月「ミュンヘン」會談に失敗せるは結局軍備就中空軍の劣勢に由るものとの判斷の下に、更に一段と軍備強化に努力した。

機構上に於ても銳意之が改善に努力し、一九三六年陸、海、空三省を制すべく副總理たる陸軍大臣を陸軍大臣兼國防大臣となし、平時より工業動員を準備し置き必要に應じ、急速に多量兵器の製作に移り得ることを可能ならしむる爲め、軍需工業の國營を實現し、又三軍の優秀なる將校及關係各省の若干名の文官に戰爭指導を教育する爲國防大學を創設した。一九三八年三月に於ては後述の如く國家總動員を公布するに至つたのである。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

佛國現時の兵役法は、一八七〇年普佛戰爭後の創始に係るものであつて、國民皆兵を主義とし、徵兵制を主體(軍の必要上長期の志願兵を一部採用)として居る。蓋し該戰役の大敗が對獨復讐の國軍を要求し、必任義務制の現出となつたのである。

在營年限の變遷 爾來佛國の兵役法は若干の改正を経て第二十世紀に入つたが、當時國際關係の平穩なる情勢並平和主義の據頭は、漸く當年の對獨復讐觀念を消磨せしめ、寧ろ社會政策的施設に重きを置くに至り、終に一九〇五年の兵役法を改正して、三年在營より二年在營となつた。然るに此の兵役法の改正は、佛軍の素質を漸次低下せしめ、遂に二年制を以てしては國防を安全ならしめ得ざるを恐むるに至りしのみならず、之に對し、獨逸は軍備擴張に次々に擴張を以てし、一九一三年頃に至つては、佛獨開戦の避くべからざる情勢となり、佛國上下をして一層危懼の念を抱かしむるに至つた。

茲に於て佛國の輿論は再び對外強硬に變轉し、一九一三年、三年制を採用することとなり、斯くして大戦に参加したのであつたが、大戦終熄後人口の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふの必要に迫られ且は獨軍々備の制限(十萬)、「ライン」地方軍備の撤廢、聯盟機構の強固等を基礎として一九二三年春一年半在營を基礎とする兵役法の發布を見、一九二八年四月更に一年在營制を採用するの止むなきに至らしめた。然るに一九三六年乃至四〇年所謂四三三年の間、徴兵適齡壯丁の著しき不足に悩む佛國としては獨逸の再軍備に多大の脅威を感じ、或は再服役の奨勵、或は同年次の適齡壯丁中生月日に基く一部の入營時期變更、或は又内地駐屯「アフリカ」土人兵の増加等各種の彌縫策を講じつゝありしも、此等姑息手段を以ては到底半數に近き壯丁の不足を充足し得ず、一九三五年三月十五日に至り、一年現役兵法四十條の適時適用に依る二年在營制を採用するに至つて現今に及んで居る。而して此の制度は茲暫くは依然繼續せらるゝことになつた。

二、軍の構成

佛陸軍は三種に分たれ、各、本國軍隊及植民地軍隊を以て組織せらる。

- 1 本土部隊
原則として佛人より成り、本國に駐屯す。
- 2 海外部隊
佛人、土人、外人より成り、領土の占有竝に防衛に任じ、當時其の土地に駐屯す。
- 3 遊動部隊

海外部隊の豫備にして佛人、土人より成り、通常本國或は北亞弗利加に駐屯す。

第三節 兵力及編制 (空軍を除く今次歐洲戰亂前迄)

一、平時兵力

在本國兵力 四四八、〇〇〇
在北「アフリカ」及「ルヴァン」 一四六、〇〇〇
在植民地及支那 六〇、〇〇〇
計 六五四、〇〇〇

二、常備兵團

1 本國に駐屯する部隊

歩兵師團 二〇(内七は一部自動車化)
植民師團 一
移動兵團 一
(イ) 北部「アフリカ」師團二及本國歩兵部隊一
(ロ) 「セネガル」植民師團 二
(ハ) 混成部隊(約一師團に相當す) 一
戦車旅團 三(六聯隊)

列國陸軍概観 佛 國

- 騎兵師團
- 砲兵旅團
- 工兵旅團
- 2 海外駐屯部隊
- 歩兵旅團
- 騎兵旅團

- 五(内一は機械化輕師團)
- 四
- 二
- 一三
- 四

二〇四

第四節 航空

一 要旨

佛國の地理的關係は、東隣諸國特に獨逸に對し空中防禦の安全を緊要とするのみならず、對英對伊政策の後援としても亦空中威力の強大を要求するものがあるとなし、世界大戰後財政頗る困窮せるに拘らず、大戰の際に大擴張せる航空部隊を平時依然として保有し、表面は部隊數を増加することなく積極政策の非難を避けつゝ極力内容の整備に努め、且莫大の經費を投じて大に民間航空を獎勵し、有事の日直ちに之を軍用利用し得るの方策を講じてゐる。

佛國航空の獨立は一九二八年末「ボアンカレー」舉國一致内閣の際軍部就中海軍の反對を押し切り、政治的に航空省に獨立したのに始り、當初空軍々人は陸軍航空に従事せる者のみを以て之に充當し、海軍軍人は依然其の儘の身分を保持して航空省の統轄に入るの變體的現象を現出し、爾後頻々たる編制

改正を行へるも、要は内部に於ける大空軍論者と航空分屬論者との勢力消長に起因する部分的な小改正に過ぎなかつた、然るに列強空軍の獨立と國際情勢とは一日の偷安を許さざるに至り、遂に一九三三年四月、空軍編成に關する大統領令の發布に依り、艦載航空隊並當時海軍協同部隊を除く全航空部隊を含む空軍が編成され、一九三四、三五年に互り空軍編制法の發布を見るに至つた。尙一九三六年戰爭の初期に空軍の迅速なる關興が極めて重要な鑑み、平時より戰時の編制を採用して航空兵團編制の戰鬥單位に集結し置くを有利なりとし、空軍航空兵團編制を實施した。

佛國は國土防空に大なる考慮を拂ひ、一九三一年國土防空總監を設け、防空上必要なる三軍統轄の權能を與へ、一九三六年三月防空に關する大統領令を發する等、航空防空に就きては陸軍と相並んで重要視して居る。然も尙近時獨逸の軍備強化に對抗する爲更に益、之が強化擴張中である。

二、空軍陸上部隊の兵力及編制

1 現有兵力

即ち一九三八年には二箇年計畫を以て約二、六五〇(第二線機を含めて四、七〇〇機)の第一線機を整備する計畫を立て、著、實施中にして、國內生産を促進すると共に、外國より多量數を購入しつゝあり、尙軍用機生産能力左の如し。

一九三七年	年産	約	四〇〇
一九三八年	年産	約	五〇〇
一九三九年	月産	二〇〇	

列強軍概観 佛國

尙逐次月産は増加せらるゝ見込なり。
イ 部隊數

本國約一五〇中隊	爆 擊	五五
	偵 察	四三
	氣 球	四〇
	球 隊	一一
北「アフリカ」及「ルヴァン」約		二六中隊
爾他の植民地		九中隊
計		一八五中隊
ロ 飛行機數		四、七〇〇機(内第一線機數約二、二〇〇)
別に海軍に屬するもの		二五〇機
ハ 氣球數		二四

2 豫備役空中勤務者

佛國は戰時空軍の膨脹を豫見して地方に航空團なるものを組織し、豫備役空中勤務者の養成及連絡勤務者一部の充當に資せんと企圖するの外、平時航空輸送會社に勤務する空中勤務者、政府補助操縦學校及民間操縦學校に勤務する操縦士並飛行機製作工場に勤務する操縦士は、其の年齢及訓練の如何に關せず、其の現職にある間及離職後一箇年間は陸上航空部隊内に籍を置くべきことを規定してゐる。

三、民間航空

佛國民間航空の創設は概ね一九二〇年頃にして、同年に於ける營業成績は航空路長五千六百杆、輸送距離十五萬杆、輸送人員一千四百人なりしが、其の後政府の保護獎勵と當事者の努力とに依て顯著なる發達を遂げ、一九三三年度に於ては航空路長三萬八千杆、輸送距離一千萬杆、輸送人員四萬人に達した。而して當初は自由競争に委せし爲五社鼎立して營業してゐたが、一九三三年六月以降之を「エリヤ、ユニオン」一社に統一し、其の監督は航空省民間航空局之に當り、器材、飛行場、飛行の安全等の諸問題には空軍のものと合せ省内外専門機關之を掌つてゐる。
又近時戰時の要求を顧慮し、軍用機として採用せられたものに所要の改造を加へ平時輸送機として使用するの傾向がある。

第五節 化學戰準備施設

一、要 旨

佛國が化學戰準備の必要を認めあるは、「フォッシュ」元帥の「毒瓦斯の使用を禁じ得るものとせば戰爭勃發をも禁止し得べきなり」との言に徴するも明である。唯目下航空兵力の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の經費を支出し能はざるの状況にあるが如きも、其の防護法の訓練は徹底的に實施してゐる。

二、施設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、教育等を陸軍に依託して居る。

- 1 陸軍省軍用化學課「オーベルピリエー」試験所

研究部
製造部
教習部
瓦斯教導部

防護法及攻撃的用法の試験研究及教育に任ず。

2 瓦斯防護材料監査部

防護具の整備、検査並關係將校、下士の教育に任ず。

3 右の外化學戰委員會(内規的のもの)により、化學戰に關する一般の方針を定め、其の實施を指導統制す。

第六節 國家總動員施設

歐洲大戰間苦き經驗を掌めた佛國當局殊に軍部が國家總動員法の制定に逸早く著手したのは正に適當の事ではあるが、大戰後二十年の後漸くにして之が發布を見た云ふ事は、蓋し總動員法が重要な價値を有すること、從つて國民に對する義務を負はす事が大であるからである。併し乍ら其の二十年の長日月を費した理由は他にもあつたのである。即ち一度平和時代に入るや、何時しか戰時の苦難

を忘れて次の戰爭準備を怠り、而して特に大戰後の平和、軍縮謳歌、果ては獨逸の軍備を十萬に制限した事に安心し、又議論を好む佛國民として徒らに議論に日を費し、甚しきは之を放置して顧みる所がなかつたのである。

之を歴史的に觀るに一九二一年十一月十七日に高等國防會議が創設せらるゝと直ちに總動員の研究に著手し、一九二九年には下院を、一九二八年には上院を夫、通過したが、上院の加へた根本的修正は下院通過案と餘りに遠庭があつた爲更に研究を遣り直しつゝ暫く放置の状態に置かるゝに至つた。然るに一九三五年三月獨逸が、「ヴェルサイユ」條約の軍事條項を蹂躪して十二軍團の編成に著手し、又翌三六年三月「ライン」地帯に侵入したのに驚いた佛當局は一九三六年六月二十五日再び下院に提出したが、遂に眞面目な審議に入るに至らず、越えて一九三八年に及び獨逸の奧國併合、國際關係の險悪化は此の重要な總動員法を此の上放擲し置くを許さずして、一九三八年三月二十四日には下院を、六月十七日には上院を夫、一氣呵成に通過せしめ、七月十一日附を以て發布して、多年の懸案を解決したのである。此の法律は五章六十六條より成つてゐるが、各章には左記事項を規定してゐる。

- 第一章 總則に於ては總動員法の發動する場合及此の場合の機關並消極的防空に關する事項。
- 第二章 に於ては人員及資源の利用。
- 第三章 に於ては戰爭指導、戰時に於ける統帥權及議會の運用等。
- 第四章 に於ては戰時經濟組織を
- 第五章 に於ては特別規定中には戰時に於ける行政組織、軍官憲と地方官憲との關係、交通々信繼

關の保護等。

第七節 陸軍及航空豫算

最近八年間に於ける豫算總額と陸軍豫算及空軍豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	航 空 豫 算
一九三二年度	約 四一、〇九七、五〇〇 <small>千法</small>	約 五、二一八、七〇〇 <small>千法</small>	約 一、八二六、〇〇〇 <small>千法</small>
一九三三年度	約 五〇、四八六、七〇〇	約 六、〇八〇、八〇〇	約 二、九九六、〇〇〇
一九三四年度	約 五〇、一六二、五〇〇	約 五、九四六、七〇〇	約 一、六五四、〇〇〇
一九三五年度	約 四七、八一七、〇〇〇	約 五、六五六、五〇〇	約 一、四五〇、五〇〇
一九三六年度	約 四〇、三〇六、八〇〇	約 四、三七〇、八〇〇	九一三、六〇〇
一九三七年度	約 四八、二八一、一〇〇	約 五、八五七、二〇〇	一、二一九、九〇〇
一九三八年度	約 六八、九七〇、五〇〇	約 七、五九一、〇〇〇	一、五五六、二〇〇
一九三九年度	約 六六、五六四、六二四	約 一六、三二七、八五六	約 一、五三一、五八六

佛國豫算を觀察するに方りては、豫算總額の内に尨大なる國債費の存在すること、植民地軍事豫算が植民省豫算に計上されあるを忘れてはならない。従つて陸軍豫算(空軍陸上部隊を含む)の豫算總

額に對する比率の多少を以て、直ちに他國の夫れと比較するは正當ではない。又佛國は一九三〇年より國境要隘費として今日まで約五十億法の巨費を支出して居る。

尙一九三八年度の通常豫算は五四、七三九、〇〇〇(千單位)法であるが、此の外臨時豫算を加算すれば六八、九七〇、五〇〇(千單位)法となる。此の内國防費は二三、二四五、九〇〇(千單位)法で陸軍省豫算は七、五九一、〇〇〇(千單位)法で本年度と異り他省所管(農林省軍馬購買費、内務省徴募費、土木省軍用に適する自動車輛所有者補助)の支出を陸軍に移せると尙憲兵及共和警衛隊維持費(之は其の大部は内務省に計上せられてゐるが完全に陸軍省に管理してゐるからである)を含めたものである。

第七章 獨 國

第一節 概 説

一、獨逸軍備の充實

獨逸總統「ヒットラー」は一九二〇年其の運動を開始して以來、次の三要綱を以て獨逸の對外政策の根本と爲すものと提唱してゐる。

- 一、民族自決の原則に基き大獨逸國を練成す
- 二、獨逸民族の他民族に對する同權を獲得す、之が爲「ベルサイユ」「サンゼルマン」兩條約を破棄す
- 三、獨逸民族の生活及過剩人口移植の爲に、國土及植民地（大戰後奪取せられたるものを指す）を取得す

一九三五年政權を掌握してよりは熱意を以て之が實施に慕進して來た。

而して第一段の目的は一九三五年に於ける再軍備宣言及之に次ぐ「ラインランド」進撃により、「ベルサイユ」條約の破棄を以て達成され、現在は第二段を解決して第三段に入らんとする時期にありと見るべきである。

而して此の第二、第三段の目的達成の爲に、(一)強力なる軍備と(二)前歐洲大戰に苦杯を嘗めたる資源戰

的整備の兩者の缺くべからざるは明かであつて、第一段の目的達成以後此の兩者の整備の爲に盡されたる努力は異常なるものがある。

其の詳細は夫、の項目に於て述ぶるが、其の軍備の一部として設けられたかの「ジーグフリード」線なる國境築城地帯の如き、火器を有つてゐる「ベトン」體の数は左の通りと云はれてゐる。

一九三六年	一一九個
一九三七年	五〇〇個
一九三八年秋	一七、〇〇〇個
一九三九年夏	二二、〇〇〇個

殊に一九三八年五月「チエツコ」問題險惡となつてから、其の強力な組織と統制の力に依つて、莫大の人員資材を運営して之が強化に努力を集中したことは周知の事實である、斯くて所謂「ジーグフリード」線は今や獨逸西方正面の一大防壁となり、必要の場合採る可き東方に向ふ攻勢に對し、愈、其の作戰の確實性を加へるに至つた。

二、獨波關係の緊張

本年三月中旬獨逸の「チエツコ」併合以來、波蘭は愈、對獨脅威を感ずること深く、獨波關係は愈、激に惡化し、獨逸の「メーメル」合併斷行「ダンテツヒ」の歸屬及廻廊に自動車道路設定の要求本は愈、波蘭を刺戟し、自國保全のために英波相互援助條約締結を決するに至つたが、獨逸は之を以て明かに英、波が獨逸を敵視するものとして四月二十日一九三四年以來の獨波協定の破棄を宣言せるに對

し、他方波蘭は獨逸が如何に辯じても若し一步を譲るなら更に數歩を要求し來るであろうし、結局波蘭の壊滅か又は獨の保護領化に甘じなければならなくなるので、獨の領土的要求は一步も譲歩してはならないものとして兩國は全く對立状態に入つた。

斯くて今春以來兩軍は作戦準備を進めて居たが、獨逸は最後迄外交的策路に依つて波蘭を壓服しやうと百方手段を盡したものの如く、獨軍の對波國境に集中を開始したのは開戦前二週間即ち八月後半であつた。

三、獨波 經過の概要

九月一日早朝から獨軍は一齊に國境を侵して攻撃前進を開始した。波軍は尙獨軍が此の日に於ての攻撃前進開始を確知してなかつたものゝ如く、獨軍の前進は急速に敢行され、其の空軍の活躍に依る制空權の獲得と相俟つて忽ち波軍の指揮組織は崩壊され、戦況は豫期以上獨軍に有利に進展し、九月八日には既に機械化兵團の先頭「ワルソー」効外に到達し概ね分斷に成功した。爾後獨軍は其の主力を以て尙「ワイクセル」以西に存在する波軍主力を捕捉殲滅する爲に、各方面から活潑な機動に依る包圍迂回を行ひ「クトノ」及「ラドム」附近の地區に於て十數箇師團の波軍を包圍撃滅した。斯くて九月十三日頃から獨軍は主力を以て「ワイクセル」以東に移り、「ワルソー」、「レンベルグ」間及「レンベルク」周邊の地區に於て更に退却した敵の數箇師團を包圍したが、九月十七日に至り「ソ」軍の波領侵入開始され、十八日波蘭政府「スミグリー」元帥等は羅馬尼に遁入し、二十日略「ブレスト

リトウスク」東側南北の線に於て獨「ソ」兩軍は接觸し、波軍は全く壊滅した。而して二十一日にはナレウ、「ワイクセル」、「サン」河の線を以て兩軍間に於ける暫定的占領地域の分界線と決定された。「ワルソー」守備軍は獨軍が非戦闘員に對する慘害を考慮して降服を勧告したが之に應ぜず、終に十八日から包圍攻撃となり、二十八日投降した。

獨海軍は開戦と共に「ダンテツヒ」灣を封鎖し、驅逐艦一隻、潛水艦三隻を撃破したが、他の主力（驅逐艦三隻）は英國へ、潛水艦の一部は中立國へ事前に遁走したものゝ様である。

四、獨軍の戦果及犠牲

全波軍を壊滅

波軍の戦死傷数は不明

捕 虜

六九四、〇〇〇名

獨軍の戦死

一〇、五七二名

戦 傷

三〇、三二二名

行方不明

三、四〇〇名

五、獨軍勝利の諸因

- 1 波軍が英佛の支援を過大視して實力不相應の戦争を敢行したこと。
- 2 質的に優良なる獨軍が量的にも亦十分に優勢なる兵力を使用したること。即ち總統が統帥部に對し必要十分なる兵力を與へること。

- 3 波軍の對獨作戰準備は一般に甚だ不十分であるのに加へ、獨軍は波軍の動員未完に乗じ先制の利を占めた。
- 4 獨軍は北方東普から南方「シユレジア」、「スロバキヤ」に至る間に集中し得て戰略態勢常に優越した。
- 5 天候機動作戦に幸ひし獨軍の強大な機械化兵團の活躍目覚しかつたこと。
- 6 獨空軍は絶對優勢であつて、速かに制空權を確保した外に、「ベトン」帶陣地の迅速な突破、機械化師團のための搜索、敵軍の對應處置、特に其の兵力轉用妨害等、地上作戰に極めて緊密に協力した。
- 7 獨軍統帥能力卓越し、重點成形、包圍迂回に徹底し、終始自主積極果敢に作戰を指導し、波軍統帥が怠慢無氣力であつたのに比し、著しく優秀であつたこと。

第二節 建軍要領

一、現獨逸國防軍成立の経緯

獨逸國軍は世界大戰後、「ベルサイユ」條約の桎梏の下に、所謂「十萬軍隊」として繼かに其の存在を保つて居たが、「ヒットラー」の政權獲得後、遂次「秘密軍備」を整備し、一九三五年三月十六日「再軍備宣言」依つて公然之が再建を開始した。爾後銳意擴張整備に努むると共に、一九三八年二月四日に至り、軍最高人事の更迭に伴ふ最高統帥部の組織の變更を斷行し、國防軍を軍最高統帥者である總

統兼首相の直接統率する所となして今日に至つた。

二、獨逸國防軍構成の基礎法である「國防法」

獨逸國防軍の組成、使命、最高統帥部の組織等、軍に關する根本的基礎事項は國民の兵役、義務服役の原則と共に總て「再軍備宣言」に伴ひ一九三五年五月二十一日發布された、「國防法」に明示されて居る。

三、獨逸國防軍の構成大要

國防法に基く獨逸國防軍の構成大要左の通り。

イ、兵役の義務

總ての獨逸男子が兵役の義務を有するばかりでなく、戰時に於ては總ての女子も祖國の爲應役する義務がある。

註 本義務は單なる成文的規定であるばかりでなく、壯丁得員數と國防軍要員數との關係から、事實に於て特別な不具者等を除き殆ど總ての壯丁が現役に服役してゐる状態であつて國民皆兵の實が擧つてゐる。

ロ、國防軍の使命

國防軍は獨逸國民「武器の擔當者」として外戰に當るものであることを明らかにし、且國防軍が獨逸國民の軍人的訓練の道場であることを示す。

註1、他面に於て、黨が軍の任務に觸れることを戒肅し、兩者各明示された夫、の任務に邁進し、相犯すことのない様にする周到な用意が窺はれる。軍人の政治參與を禁じ、黨員と雖も服役又は召集間其の黨員であ

この属性を停止することを國防法中に規定されてゐる。

註 一九三九年六月郷軍大會に於ての「ヒットラー」の演説にも窺はれる通り、「軍人的國民」練成の要を頌りに説かれてゐる。

「統後の備」以上の「國民總て戦士」であるとの思想を以て指導されてゐる。

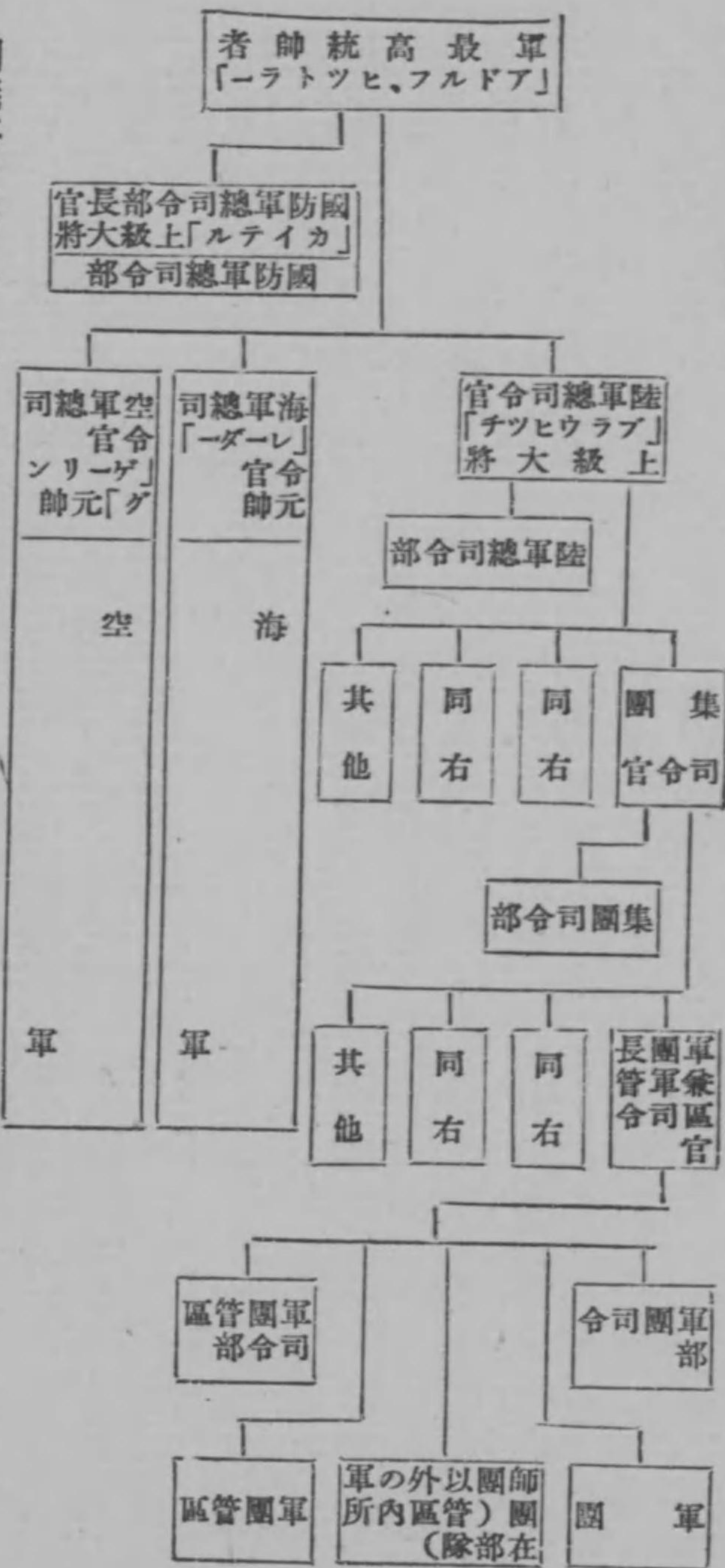
ハ、國防軍の組成

陸、海、空の三軍から成り總統兼首相である「ヒットラー」は又最高統帥者として親しく三軍を統帥してゐる。(國防軍平時組成概見表参照)

ニ、國防軍總司令部

三軍統率の爲の「ヒットラー」の軍事的幕僚部として國防軍總司令部がある。同長官は國防軍全般に關する軍政軍令の萬般に互つて依命執行する權能がある。同長官は國防大臣である地位を與へられ

國防軍平時組成概見表



閣議其の他に於て他の各相及各長官に對し軍を代表してゐる。但空軍大臣の職域に觸れることはない。國防軍司令部は「ヒットラー」の指示に基き國防全般の統一ある準備を完うする責がある。註 一九三八年二月の改革以來、國防省は廢止されて内閣に國防大臣なく、軍は行政組織の外に不羈獨立してゐる。

ホ、戦時國防軍の特殊地位

戦時若くは非常事態に際し、國防軍總司令部長官は兵役義務適用の範囲を必要に應じて擴大しうるばかりでなく、動員に際し、總ての兵役義務者の充用を決定し、之に指示を與へる權限がある。戦時國防軍の要求は總てに優先してゐる。

第三節 兵力及編制

一 陸軍兵力

イ、平時兵力（一九三八年一月公表）

軍集團司令部	六
軍團司令部	一八
歩兵師團	四二（内三は山地師團）
自動車化輕師團	四
機甲師團	五
騎兵旅團	一

別に西部築城地帯守備兵團がある。

ロ、一九三八年十月「ズデーテン」問題解決の際に、九十八師團を動員したことは既に公表せられた

ところであるが、對波蘭作戰の際に動かした兵力は西部國境守備の兵力及總豫備兵力を合して約百二十箇師團であつたと判斷せられる。

二、空軍兵力

空軍は今春「チエツコ」併合以後、其の組織を改め、爆撃機を主力とする空軍攻勢兵力を以て四航空艦隊に編成し、此等の航空艦隊司令部は平時に於ては防勢兵力たる防空用驅逐機及高射砲通信等の部隊並陸海軍協同の爲の航空部隊をも統轄訓練して居るが、戦時には此等の部隊は攻勢兵力と分離して夫の指揮系統に入る様に編制した。

各航空艦隊は二個以上の飛行師團より成り、左の如く配置されてゐる。

- 第一航空艦隊(東部)伯林
- 第二同 (西部)ブラウンシュワイク
- 第三同 (南部)ミュンヘン
- 第四同 (オストマルク)ウキーン
- 尙外に
- ケーニスベルヒ獨立航空兵團(東普)
- キール獨立航空兵團(沿岸)
- 教育飛行師團(伯林)

而して陸軍の軍團管區司令部に準じ、全國二十空軍管區司令部を置く。空軍の現有兵力に關しては

列國陸軍概観 獨 國

確實な數字を擧げることが六ツケ敷いが、前述攻勢の兵力のみでも約六千機に達し、總機數に於ても英佛を合したものを遙かに凌駕してゐることは明かである。

二二二

第四節 民間航空

一 民間航空

民間航空は航空省の航空局に統制せられ地方に十四の航空事務局を設置して其の管理に任せしめて居る。

一九三七年四月「ナチス飛行團」(エヌ、エス、エフ、カー)が設立された。

これは「ナチス」獨逸の他の諸團體と歩調を併せる爲従来の獨逸「スポーツ」飛行協會並其の全所屬機關、團體等を統合して出來たもので獨逸民間航空の指導發達を任務とし空軍在郷軍人、操縦、偵察、氣球操縦、「グライダー」飛行の教育を受けた者。「ヒットラー・ユージェント」航空部に屬し十八歳を越した者、従來獨逸航空「スポーツ」聯盟の飛行及「グライダー」部に所屬せる者を以て國家的に組織し空軍に關する入營前の軍事教育及在郷軍人教育をも擔當してゐる。全國を十五の管區(グルツペ)に區分し「スポーツ」飛行學校六校、「グライダー」飛行學校七校及飛行機模型工作「グライダー」製作に關する學校等を備へて空軍第二線の養成に邁進しつゝある。

航空技術進歩發達の爲には航空省技術局の指導監督下に獨逸航空技術研究所「ゲツチンゲン」航空力

學研究所其他十餘箇所の研究所「リエンタール」航空研究協會、獨逸航空科學院等が眞摯な研究に著、實績を擧げつゝある。

獨逸航空工業は周知の如く「ハインケル」、「ユンケルス」、「ドルニエー」、「フオツケ」、「ウルフ」、「バイエルン」、「ヒルト」、「ダイムラー」、「ベント」等の飛行機及發動機會社によつて世界に著聞し參加會社百餘社を擁する獨逸航空工業聯盟等の手を経て器材及技術の外國進出が年と共に隆盛の度を加へて居る。

二、航空輸送と其の國外發展

獨逸航空輸送は一九一九年開始せられたが一九二六年に至り獨逸「ルフトハンザ」株式會社を創立し商業航空を此の社に統一し政府の指導補助と相俟ち著、實績を擧げ其の航空路は遠く國外に伸展して居る。

同社は尙支那の歐亞航空公司「ブラジル」の「コンドル」、シンチケート「航空會社」、「ツエツペリン」飛行船會社等と密接な關係にある。

「ルフトハンザ」の主要線は歐洲線を除けば南米線、北米線及極東線の三線で南米線に於ては一九三四年以來定期郵便飛行を實施し一九三七年度の大西洋横斷回數百四回(前年八十八回、最初よりの合計三百五十回)で人員千五百名、手荷物三十二萬三千疋、貨物十二萬二千疋を輸送した。北米線では定期郵便飛行を計畫し一九三六年度に八回、一九三七年度に十六回の横斷飛行に成功したが目下試験

期間中である。極東線は「シリヤ」、「イラク」、「アフガニスタン」、「パミール」高原經由の線を豫定し一九三七年概ね其の試験飛行に成功したが沿線諸國の許可關係からして目下は伯林—バグダット間の郵便飛行（一九三七年十月開始）だけ實施され未だ全線の開通を見て居ない。

「ルフト、ハンザ」の一九三七年に於ける輸送成績を見るに飛行距離約千六百九十萬疋、旅客約二十七萬七千（前年二十三萬）貨物約三十九萬五千疋、手荷物七百噸、郵便三百三十五萬疋である。

ツエツペリン飛行船ヒンデンブルグ號が一九三七年五月南大西洋横斷十四回北大西洋横斷二十一回の後「レークハースト」に於て爆發後中止されて居るが當時建造中であつた姉妹船「ツエツペリン」第百三十號も既に竣成して居る。中止にいたる迄に「ヒ」號の前に出來た「ツエツペリン」伯號は實に百三十四回の南大西洋横斷、七回の北大西洋横斷、一回の太平洋横斷無事故の輝しい記録を残して居る。

三 防空

獨逸は再軍備以前より「ベルサイユ」條約は防空を制限禁止しあらずとて防空設備に非常な力を注いで來たが積極防空機關として多數の高射砲聯隊を有する外民間防空としては獨逸防空團があつて十五の支部を有し整然たる組織を確立し防空學校、婦人防空學校等を設立して防空教育をなし又屢、且各所に防空演習、防空講習會を催し防空思想と施設の徹底とを圖つて居る。

第五節 化學戰準備施設

獨逸は一九一九年一月以來「ヴィルサイユ」條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戰中の諸施設は破壊されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものあるを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造すること容易である。且現在に於ても秘密裡に研究を繼續しあることは明にして殊に防護法に就いては工場衛生に關聯し「アウエル」、「ドレーガー」等世界著名の防毒面會社を有し、軍隊、消防隊は勿論、市民に對しても其の訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、戰用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬鳩に至る迄防毒具を備へて居る。近時各所に瓦斯防護學校の設立を見、又政府は化學戰を準備する技術化學會維持費に莫大なる經費を支出して居るやうである。

第六節 國家總動員施設

獨逸に於ける國家總動員施設は其の國家組織が既に之に好適なる形態を有つてゐるので恐らく世界に類例を見ざる迄に發達して居ると言ひ得るであらう。

國民の何人も何れかの黨組織の中に含まるゝが故に其の特性技能等の調査登録等は徹底して行はれあり。人員資源の統制運用は極度に發達してゐるし第二次四箇年計畫長官たる「ゲーリング」は其の目的達成の爲の全權を「ヒトラー」より委任されて行政各省及黨各機關に對する命令權を有し一九三七年以來全機能を擧げて獨逸民族生存の爲自給自足、資源整備に眞摯なる努力を續けて居る、此等の組織施設は此の小冊子に於て能く盡し得る所ではないが獨逸合邦以來數次の實際訓練を経て其の能力は著

しく向上されてゐる。

第七節 陸軍豫算

獨逸に於ては一般國費は軍事上の意義を有する國道建設の外、之を最小限に制限し、苟も使用し得る經濟力は擧げて之を國防力に集中してゐるが其の細部は全然不明である。

第八章 伊國

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

現在の歐洲戰亂に處する軍備の特種的擴張は別として、最近の伊太利膨脹國策の根幹は羅馬、柏林樞軸を強化して、地中海に於ては英國に代つて其の霸權を握り、中央「バルカン」及近東に於ては政治的經濟的地歩を確立して、其の勢力伸張を策し、又毎年七十萬以上にも及ぶ人口増加對策として植民地擴大を希望し、現状を打破し積極的に經濟政策を遂行しやうとするにあつた。

初め獨逸に「ナチス」勃興し中歐に對して其の銳鋒をあらはすに至るや、必然的に伊國の政策と正面衝突を惹起した。時恰も佛外相「バルツ」及之に代りし佛首相「ラヴァルノ」植民地提供と交換條件に獨逸包圍陣參加の勧誘があつて、伊國は之を棄つべき機會と考へて欣然應諾した（一九三五年一月羅馬協定）。斯くして獨逸再軍備（一九三五年五月）後の善後處置たる「ストレーザ」會議頃までは本關係は堅持せられて居たが、伊國の膨脹發展策が武力に迄進み、伊「エ」紛争勃發するや急に形勢は變化を來した。即ち本紛争に初期伊國に同情を表して居た佛國が伊國の對立者たる英國側に轉向したので、伊國は従來の行き懸りを捨て斷然獨逸と共同態勢をとるに至つた。

然るに伊「エ」紛争一應結末を見、「エ」國合併を既定の事實として認らるゝや伊國の外交は漸次平和主義に傾き、先づ英國と事を醸さざる如く周到なる注意を拂ふ様になつたが、元來對英地中海爭覇は

現實の問題なると、又「ム」首相生來の野望との爲、伊國は軍備充實に汲々たると共に、萬一の場合英國が地中海を封鎖せんことを顧慮し、「バルカン」近東諸國との親善關係促進に努力したのである。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

伊國の兵役制度は國民皆兵義務の平等を原則として徴兵制度を施行して居る。其の新徴兵令は一九二三年の改正に係り、在營年限を一年半と規定されて居るが、此の在營年限決定の経緯には國防上の要求と社會政策上の主張と相錯綜し、可成り興味ある経過を示して居る。

在營年限變遷の経緯、大戦前各兵種共二年在營制を採用して戦役を経過し、休戦後一九一九年十一月一度在營制を採用したるも、遂に實施するに至らずして止んだ。次で一九二〇年四月社會黨出身「ボノミ」が陸相に就任するや、國家財政の状態と大戦の教訓とに鑑み、最少の経費を以て最大の戦時兵員を得んがため、在營八箇月制を定めて壯丁全部の入營を企圖し、下士學校の新設、入營前軍事豫備教育の普及、工卒雜役勤務の免除等の施設と相俟つて武装國民の實現を圖つた。然れども軍隊の實際的勤務、平時警備に對する處置及軍事豫備教育普及の困難等、實行困難の事由續發し、其の都度勅令を以て數箇月の在營延期を行ひ、辛うじて軍備の缺陷を糊塗して経過し、終に翌一九二二年再び一年制に復したが、教育の困難と戦闘力の不十分は依然たるものあり、其の結果十四箇月制とするに至つた。次で一九二二年秋「ムツソリーニ」内閣の成立と共に、依然全壯丁の入營を主義とし、新に軍隊教育

上の顧慮並戦闘力の保持上、一年六箇月制を定め、新徴兵令の發布を見るに至つたのである。

其の後一九二七年八月徴兵令の一部に改正を加へ、家族の状況に依る特殊の者に對し在營期間を短縮する恩典を與へた。然れ共此の恩典は一九三一年一月より實施せられたる軍事豫備教育の義務制度に依り、該教育を受けざる者には之に制限を加ふるの制とした。

二、兵役年限

現 役 十八箇月

全兵役 合計三十四年

三、軍の構成

伊國陸軍は本國軍、植民地軍より成り、其の他に武装的團體として其の性質上殆ど陸軍軍隊と見るべきものに、護國義勇軍、税關兵團及警察隊がある。殊に護國義勇軍は陸軍には屬せぬが國軍の一部と認められて居る。

即ち護國義勇軍は當初は「ムツソリーニ」内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられたる謂はゞ「ムツソリーニ」の政治的私兵であつたが、一九二三年一月勅令を以て其の合理的存在を與へられ、次いで漸次其の任務を擴張せられ、一九二四年國軍の一部を形成することになり、其の経費も亦正規軍同様國庫の負擔する所となつた。

今や治安の維持、國土防空及軍事豫備教育並青少年訓練に任ずるの外、作戦軍にも直接参加し、經濟的軍備の見地よりして大なる役割を演じて居る。部隊は滿二十一歳以上の黨員たる志願者より採用

し、將校下士兵に区分し、軍隊組織と爲し、常時は高等司令部、聯隊本部の幹部のみを常置し、治安維持の爲出動の必要ある場合に大隊長以下を召集し、之に武器被服を貸與して勤務に服せしめ、又教育、觀兵其の他の儀式の場合に於ても同様に召集して居る。而して義勇軍が戦時に於て幾何の能力を示すかは疑問とせられて居たが、對「エチオピア」戦に於ける黒襖衣師團の成果は、其の人員の大なると相俟ち、決して之が存在を無視する事は出来なかつた。今や内政の確立と共に、正規軍、黒襖衣軍を打つて一丸となし、益々純軍事的に指向せらるるに於て愈々然りである。

尙「ムツソリーニ」首相が陸、海、空の各大臣をも兼攝するに至れるは、彼が將來國防省建設に一步を進むるの前提なりやとも見られ、彼がフアシスト國家完成の爲、本國軍隊と護國義勇軍並「フアシスト」黨を益々緊密に融合せんとする方針に出ずるものと觀測せらる。

第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

最近列國の軍備擴張及自國國運の發展に伴ひ、逐次軍備の充實に努力しつゝあつたが、一九三八年九月五日緊急勅令を以て、更に左の如く陸軍の編成を公布した。

軍	一七
歩兵師團	五一
自動車化師團	二
胸中師團	二

快速師團	三
「アルプス」師團	五
「ザーラ」兵團	一
「エルバ」兵團	一

以上の外、國境守備は自轉車歩兵聯隊、師團編成外の騎兵聯隊等、其の總兵力合計十二師に相當する部隊を有す、之に依れば師團數に於ては從來の約二倍の擴張を見たのである。而して此の編成は未だ完成せられあらざるも、現情況下に於ては之が急速完成に努力しつゝあるは想像に難からず。

植民地軍

伊國人は將校以下現役及豫後役の志願者より採用派遣し、土人は志願者を募集する。

「リビヤ」	伊國人及土人	約	四〇,〇〇〇
「ユリトリア」	同右	約	四,〇〇〇
「ソマリヤ」	同右	約	四,〇〇〇
其他		約	二,〇〇〇
計		約	五〇,〇〇〇

尙ほ伊國政府は「エチオピア」征服後、肅正工作の進捗に伴ひ、最近植民地軍の編成を決定した。同軍は將校三、五〇〇兵六〇、〇〇〇より成る大部隊で、内土民軍を十七旅團に分け、他に機械化、機關銃隊、騎兵等の特科隊を置く方針と傳へられる。

三、武裝團體として陸軍的色彩を帯びるもの

護國義勇軍	約	四三〇、〇〇〇
税關兵團	約	二六、〇〇〇
警察隊	約	一五、〇〇〇

(此の内三十八萬は常勤せず、必要に際し何時なりとも召集に應ず)

第四節 航空

一、要旨

現首相「ムツソリーニ」は在野當初より伊國航空界の不振を慨しつゝあつたが、一度政權を得るに及び、一九二三年航空高等委員會を設け、陸、海軍及植民地航空を統轄するの制度を立て、自ら其の議長となり、次で一九二五年空軍省を設置して空軍を獨立せしめた。

二、空軍兵力

伊國空軍は一九三〇年六月末迄に、平時飛行中隊一八二(約二八〇機)氣球中隊は飛行船中隊九を整備すべき計畫にて、著、之を實行したが、豫算の關係上計畫を完成するに至らざりしも、獨空軍の擴張に刺戟せられて空軍充實を圖るに決し、一九三四年度より十二億の豫算を以て空軍整備六箇年計畫を樹立したるも三箇年に之を實現し、伊「エ」戦争初期には師團司令部三箇襲撃旅團司令部一箇を創設し、更に一九三八年末新に軍團を編成し、同種戦闘機又は爆撃機二箇以上の師團或は旅團並に一管區

司令部を之に屬するの主義を執れり。即ち從來の管區司令部を師、旅團と並べて軍團の轄下に入れ、之をして地上勤務萬般を整備せしむると共に、師、旅團は専ら明日の戦闘に備ふる空中訓練に専念せしめ、以て空地兩勤務の調整統一と作戦用兵の輕快迅速を計り、空軍活躍の能率増進を期しつゝある。空軍師團、旅團は夫、同機種之二箇又は三箇聯隊以上を以て編成する空軍大部隊とす。一九三八年初め完成の分は

イ、部 隊		
爆 擊		八〇中隊
驅 逐 襲 擊		六〇中隊
陸 軍 協 同		二五中隊
海 軍 "		二〇中隊
在「アフリカ」		三五中隊
計		二二〇中隊
ロ、飛行機		
第一線		一、七二〇機
内 譯		
爆 擊 機		六〇〇
驅 逐 機		四五〇
列國陸軍概觀 伊國		

襲撃機	一三〇
陸軍協同	一三〇
海軍	二一〇
艦載機	一〇〇
豫備機	七八〇

である。

尙一九三六年の計畫に依れば、明後一九四一年迄に三〇〇中隊、第一線機三、〇〇〇機となし居るも、前述の如く急迫せる現時局に於て之が完成を急ぎ居るは勿論、尙多量の飛行機を整備せんとしつある次第にして、併せて之を航空機生産能率に見るに左表の如くである。

伊國各年航空機生産概況一覽表

年	生産機數	工場従業員數	摘要
一九一五	一、四〇〇機		世界大戰開始の翌年
一九一六	六、〇〇〇		
一九一八	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	休戦の翌年にして航空崩壊時代に入る
一九一九			

年	生産機數	工場従業員數	摘要
一九二五			「ファレスト」黨政權掌握航空再建時代に入る
一九三五	一、二、〇〇〇		
一九三六	一八、〇〇〇		金屬機の時代になりたれば従來の生産工程と同一視得ず
一九三七	二、二〇〇		
一九三八	二、五〇〇乃至三、〇〇〇		
一九三九	三、〇〇〇以上		

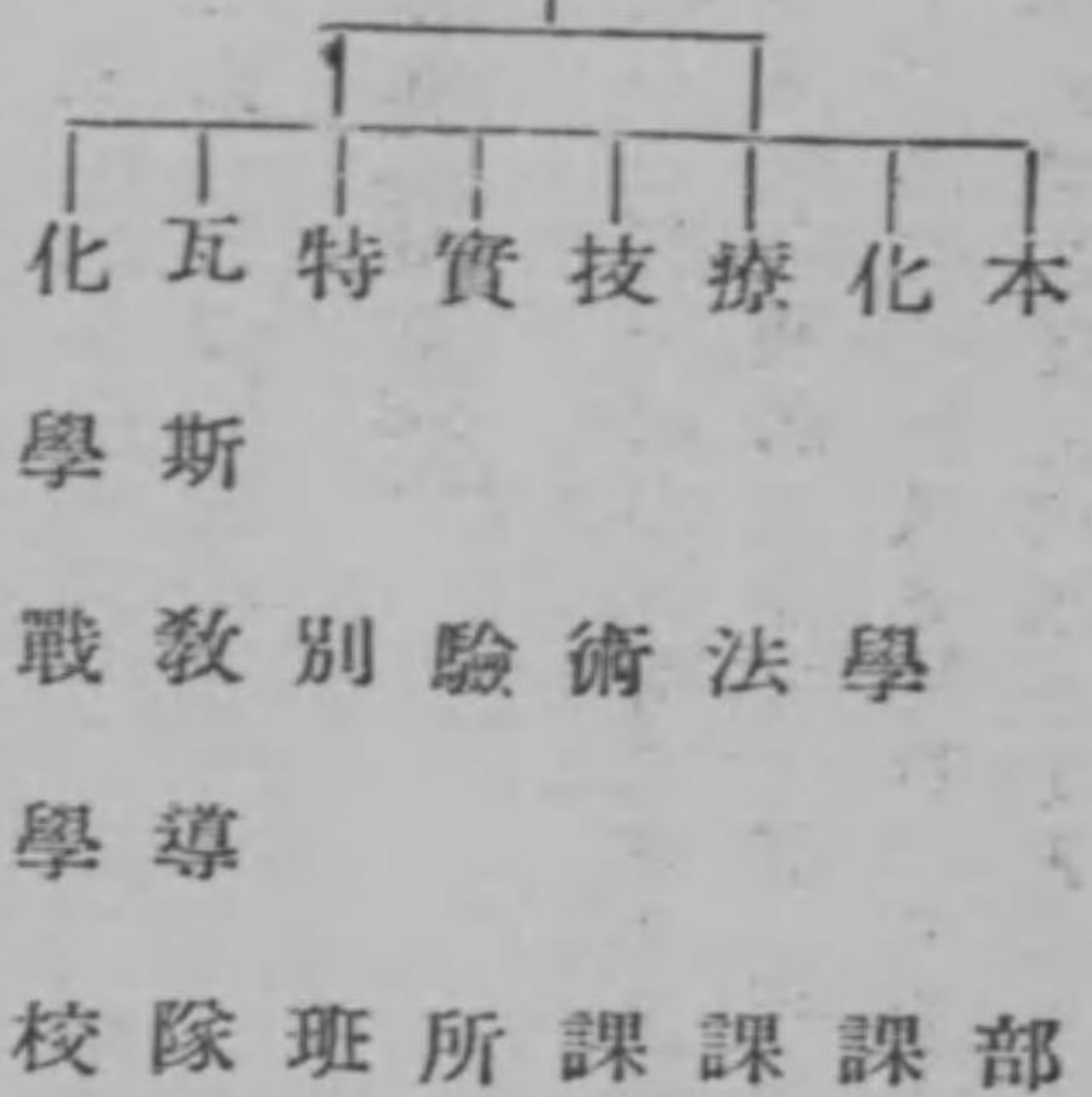
三、民間航空

伊國に於ける民間航空は他の歐洲列強に比し從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り其の面目を一新諸列強に比肩しつゝある。

第五節 化學戰準備施設

伊國に於ては、將來に残されたる唯一の戦法は毒瓦斯に在りとの議論熾烈にして、熱心に研究を行つて居る。其の施設は陸軍大臣に隸する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及瓦斯教導隊を同研究所に附屬して居る。之を表示すれば左の如くである。

化學戰部—中央軍用化學研究所—



尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬して醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實驗に協力すべきものとして居る。

第六節 國家總動員施設

一、施設

戰爭に必要な機關の編制準備並國家諸機關の協力上最も緊要なる諸問題を審議する爲、國防最高會議を設け、總理大臣を議長とし、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・植民・國民經濟の各省大臣及航空高等委員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々長・海軍將官會議々長・空軍總司令官・空軍經理總監も亦此の會議に列席して發言し得るの制として居る。

國防最高會議は其の審議事項の性質に應じ、左の諸機關中何れかを諮詢機關として利用することに

なつて居る。

1. 軍事參議官會議
2. 海軍將官會議
3. 航空高等委員會
4. 國家總動員準備委員會

國家總動員準備委員會は、國防最高會議の諮問に基いて戰爭の必要に應ずる爲、國家總資源の編成、準備、利用の方法を研究する。委員長は總理大臣の奏請に依り勅命せられ、委員は參謀本部長、海軍軍令部長、空軍總司令官、空軍經理總監、伊國國立銀行頭取、國有鐵道總監、國防最高會議事務局長、各省及商船移民の委員會より出す代表者各一名、教育及經濟に關係ある大團體の代表者十一名、科學、工業、農業及商業界の權威者十一名から成つて居る。

尙國防最高會議には同事務局が附屬せられて居り、總理大臣の命令に基き國防最高會議の議題を整理し、其の決議は關係各部に通報し、且之が實施の責に任ずるものである。

二、法規

國家總動員關係の法律としては、千九百二十四年政府より議會に提案し、翌年六月其の協賛を経た伊國國家動員令がある。

本律法は十五箇條より成り其の内容は佛國のものと同様であるが、其の中主なるものを摘録すれば次の通りである。

1 伊國國家總動員は、軍部動員と軍部外動員とに別ち、軍部外動員とは武装團體の國家の全勢力を平時組織よ

列國陸軍概観 伊國

リ戦時組織に轉移するを謂ふ。

2 軍部外動員實施の爲、政府は必要に應じ國防最高委員會協力の下に關係各國務省に隸屬する左の機關を設け業務を實施す。

イ、軍部及一般國民の需要に應ずる原料品輸送に關する機關。

ロ、軍需品の製造、諸原料品及製作品の蒐集、分配並官私立工場監督に任ずる機關。

ハ、軍部及一般國民に要する食糧品の蒐集、分配並官私立食糧品工場監督に任ずる機關。

ニ、内外に對する宣傳、出征軍人並歸國移民の家族の救護、痲疾者の救助、戰爭扶助料の支給を擔任する機關。

以上四機關の業務を適當に接配施行する爲管區を分ち、地方委員會を組織し更に之を工業、商業、救護及宣傳の小委員會に分つことが出来る。

更に一九三五年春頃の報道に依れば伊國に於ては經濟省に産業動員局を設けた。其の任務は大要次の通りと報ぜられて居る。

1 原料補給の根本計畫及軍需工業生産組織の創立並其の發達を期すること。

2 陸海軍及航空諸兩官省と絶えず連絡をとること。

戰爭規律に關する法律

一九二五年六月公布の國家總動員法に基き、更に一九三二年一月戰爭規律に關する法律を公布した。該法律は動員に方りて國家内に構成せらるゝ總ての團體、兵役の義務無き總ての市民、兵役の義務あるも何等かの理由に由つて事實上就役しあらざる總ての市民に對して戰國國防に協力すべき義務を賦課せるものである。尙伊國は「ムツソリーニ」の主張せる「國家興隆の基礎は國民に軍人的訓練を附與するに在り」又「國民生活も國民教育も外交政策も皆國防に協力すべきものなり」等の意見に基き國民の軍隊化に邁進し來れるが、其の具體化として一九三

四年十二月「軍事豫算教育法」「在郷者軍事教育法」及「學校に於ける軍事講座法」の三法案議會を通過し一九三五年二月一日より其の實施を見るに至つた。

第七節 陸軍及空軍豫算

最近七箇年に於ける豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三三—三十四年度	約 二〇、六一四、一〇〇 <small>千圓</small>	約 二、六二〇、六〇〇 <small>千圓</small>	約 六九五、九〇〇 <small>千圓</small>
一九三四—三五年度	約 二〇、六三六、一〇〇	約 二、五二〇、六〇〇	約 七二〇、〇〇〇
一九三五—三六年度	約 一九、六四五、六〇〇	約 二、四五九、二〇〇	約 八三九、六〇〇
一九三六—三七年度	約 二〇、二九一、五〇〇	約 二、二九一、〇〇〇	約 九七〇、三〇〇
一九三七—三八年度	約 二五、四四八、二〇〇	約 二、五一二、五六七	約 一、二七〇、〇〇〇
一九三八—三九年度	約 二五、〇三五、一〇六	約 二、六一二、五六七	約 一、二八五、〇六〇
一九三九—四〇年度	約 二九、三一六、〇〇八	約 三、四二七、五四一	約 二、一九〇、〇六〇

伊國陸軍豫算を我が國のものと比較するには、特に左の點に注意を要する。

1. 空軍豫算と陸軍豫算は各獨立して居る。

2. 憲兵の行政、司法及警察執行費は内務省豫算に計上してある。
 3. 植民地陸軍の費用は、植民省豫算に計上してある。
 4. 護國義勇軍、税關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其の費用は大藏省豫算に計上してある。
- 尙「エチオピア」遠征軍費は約八十億利に達した。

第九章 獨波開戦前に於ける波國

第一節 概説

波蘭は東は蘇聯邦に接し、西は獨逸を控へてゐる。東隣蘇聯邦は波蘭にとつては其の悲惨なる過去の歴史に徴するも、獨立當時に於ける赤軍侵入の被害と怨恨とに鑑みるも、又國家存立の根本思想に於ても、兩者相容るゝ能はず、不倶戴天の仇敵關係にあり、而も人も知る如く、世界赤化を唯一の國是として軍備の充實擴張に汲々とし、又西隣の獨逸は「ヴェルサイユ」條約に不服にして國境の改訂を強調し、再軍備に關する爆彈的宣言をなして軍備の充實に餘念がない。

波蘭は此の兩國の間に介在して、獨立を完ふせんが爲には一切を犠牲にして、専ら國防に努力せざるを得ざる状態にあつて僅々三千萬の人口を有するに過ぎざるに拘らず、二十七萬の常備軍を擁し、其の陸軍費は年々國家總豫算の半近くに達してゐる。

斯くて波蘭は國防の充實に邁進する一方、巧に外支手腕を以て、獨、波關係を調整し、平等自主的態度を堅持して、對佛政策を遂行すると共に經濟的援助關係を絶たず、反蘇意識は漸次増大しつゝあつたが、獨逸の勃興に伴ひ、最近反蘇意識を緩和せる徴候がある。

又我が國に對しては文字通りの親善振りを發揮し、日本には特別の尊敬と憧憬とを藏し、近年日本研究熱盛となり、殊に支那に於ける皇軍の赫々たる異例の戦捷は益、之に拍車を如ふるの感がある。

第二節 兵役制度

徴兵制度を採用し、壯丁適齢は二十歳であつて、兵役區分左の如くである。

兵種	現役	後備役
	預備役	後備
一般兵	二箇年	滿四十歳迄
騎兵及騎砲兵	一箇年	滿五十歳迄

内務省令を以て、兵役代勤に關する命令を發布し、徴兵検査の不合格者及未だ兵役に服せざりし者は、市町村長の指定によつて軍務に關係ある何等かの仕事に奉仕するの義務を課した。又政府は國民皆兵制度に關する新法律を作り、婦人をも軍務に關する補助的課役に使用せんと企圖してゐる模様である。

第三節 兵力及編制

陸軍總兵力は約二十七萬であつて、別に軍隊に準すべき(裝備は寧ろ軍隊に勝る)國境警備隊約三萬、警察隊約三萬二千、税關監視隊約五千六百があり、陸軍は左の如く編制されて居る。

- 軍團管區司令部 一〇
- 步兵師團 三〇

- 騎兵師團 一(三旅團)
- 獨立騎兵旅團 二一
- 野砲兵聯隊 三〇
- 特種砲兵聯隊 二〇
- 飛行旅團 三
- 飛行聯隊 七
- 戰車聯隊 四

第四節 化學戰準備施設

波蘭は世界大戰後の新興國であるが、化學戰に關心深き蘇聯邦と獨國との間に介在し、常に其の脅威を受けてゐるので、化學戰に關する施設は小規模乍ら能く完備し、其の研究教育も亦眞摯にして、特に國民一般に對する瓦斯防護教育に於て見るべきものがある。同國化學戰の施設は概ね次の如くである。

一、軍部の施設

- 陸軍省兵器局内化學戰課—軍用化學研究所—化學戰學校
- 瓦斯教導中隊

二、民間施設

列國陸軍概觀 波蘭

航空化學戰防護協會

會員約四十萬、國民瓦斯防護教育車輛(鐵道用)約一〇輛及同自動車數十輛、毎年瓦斯防護週間を設け民衆教育の普及徹底に努めてゐる。

第五節 國防豫算

事苟くも國防に關する以上舉國一致之を支持し、議會は滿場一致尨大なる國防費を可決し、陸軍は朝野兩方面の支援の上に依然として絶大の勢力を有してゐる。

政府は陸軍豫算を増加すると共に、別に國防資金十億「ズロチ」を設定し、一九三七年乃至一九四〇年の間に於て主として軍事工業の設立に支辨することとした。これが爲政府は佛國より二十億法の借款をなし國防資金に組み入れ、又一般官民各種團體の獻金が盛である。最近五箇年に於ける豫算額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の如くである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九三一—三二年度	二・八五六・〇〇〇 <small>(單位千ゾチ)</small>	九〇八・〇二五 <small>(單位千ゾチ)</small>
一九三二—三三年度	二・四五二・〇〇〇	八八六・三二〇
一九三三—三四年度	?	?
一九三四—三五年度	二・一三七・六一二	六七一・七〇〇

一九三五—三六年度	二・一三二・八六二	七六一・七〇〇
-----------	-----------	---------

即ち陸軍豫算は國家總豫算に對し毎年三二%乃至三六%を示してゐる。陸軍豫算を特に尨大にしない體裁上、純軍隊と目すべき國家警官隊費及税關監視隊費は、殊更内務省費或は大藏省費に算入しあるを以て、之をも加算するときは最近四箇年の陸軍豫算は常に國家總豫算の半を占めて居る次第である。

第十章 白耳義

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

世界大戦後白國は國際聯盟及「ロカルノ」體制の一員として、佛、英と提携して平和のため盡力貢獻する處が多かつたが、近年獨國の再軍備と「ライン」進駐、獨、露の反目、佛、露相互援助條約成立等のため、白國の國際的地位は世界大戦前を彷彿せしむる實狀となつた。茲に於て白國は他國との同盟締結だけでは祖國の安全を確保することが出来ないし、「ロカルノ」條約に於て締約國は集團的に領土の現狀維持を誓約したが右誓約は白國の如き小國に取つては過大に失した。即ち白國は保障せらるること欲してゐるが、保障國たるの義務の負擔は欲しない。又同盟に基く軍事的援助は侵略の事實が起つて後發動するに過ぎず、當初の侵略に對しては白國政府は獨力で之を阻止しなければならぬと云ふので、一九三七年十月皇帝が國務會議に於て中立還元に關する宣言を發した。従つて獨力で軍事政策を樹立することが必要となり、又隣邦諸國との紛争防止就中隣國軍が自國領土を通過して第三國を攻撃する様な場合、之を阻止することも絶對必要である。斯くて自國は國防充實に邁進することとなつたのである。

二、中立還元に伴ふ軍備方針

白國政府は時局の趨勢に鑑み、今回國防改組案を議會に提出し、陸相から「白國の軍隊は十分國防

の責任を全うする力を保持し、一旦緩急ある場合直ちに動員に應じ得る如く準備せられなければならない。特に敵の不意の攻撃を阻止する爲、機械化部隊の整備が急務である」と説明し、上、下院共に通過した。其の内容の骨子は左の通りである。

1. 歩兵の在營期間を一箇年半、他の兵科の在營期間を一箇年に延長する。
2. 軍隊に於ては「フランス」語と「フラマン」語とを同等に取扱ふ(註：「ワロン」、「フラマン」兩族の團結を確保する爲なるべし)

第二節 兵役制度及年限

1、正規兵 徵兵制度

兵役年限	現役及豫備役	一五年 (在營期間)	歩兵一年半
	國 民 軍	一〇年	其の他一年
	計	二五年	

2、民兵

滿十八歳以上の徵集豫備者適齡前の入營者等は民兵とす。各種類に應じ八乃至十四箇月現役に服す。

列國陸軍概観 白耳義

第三節 兵力、器材、武裝團體

一、兵力

1. 本國

將校

四、四六〇

下士官兵

六〇、八一七

計

六五、二七七

民

四四、〇〇〇

2. 白領コンゴ

將校

一五四

下士官

一五七

土人兵

一三、二二四

3. ルアンダ・ウランヂー

白人將校下士官

一〇

土人兵

六四五

二、器材

戰車數

二六

飛行機數

二一〇

右總馬力

一一〇、〇〇〇

三、武裝團體

憲兵

六、四四六

警察

約 四、〇〇〇

白領コンゴ警察

一、四四五

第十一章 葡萄牙

一、國防上の立場と環境

葡萄牙は本國の二十二倍に及ぶ大植民地を有する關係上、傳統的に英國と親善關係を結び、植民地保護に努めてゐる。葡萄牙が今日世界第四位の大植民地帝國の地位を保持してゐるのは一に英海軍に依存してゐるためであると云ふも過言ではない。

隣國西國に對しては植民地獲得競争のため、兎角圓滿を缺いたが、近來兩國は政治經濟的提携をなさうとする機運にあつた。然るに西國內亂起るや、葡萄牙は反政府軍に好意を有し有形無形の援助を與へた。

二、兵役制度及年限

兵役制度

徵兵制

現役

四年(二一—二四歳)

豫備役

一六年(二五—四〇歳)

國民兵

五年(四一—四五歳)

徵集豫備

三年(二八—二〇歳)

三、兵力器材武装團體

兵力

本國	五一、四七二
海外	一〇、六六八
計	六二、一四〇
器材	九三
飛行機數	四、一八三
右總馬力	五、六九〇
武装團體	五、一八九
憲兵	一一、三五五
財務警察	
警察	

第十二章 瑞 西

一、國防上の立場と環境

一八一五年の「ウィーン」會議に依り、永世局外中立國となり、其の外交關係は最も平和主義に徹底してゐる。殊に本國は國際聯盟本部の所在地たるのみならず、其の他國際外交、國際文化、化學、政治に關する代表者の會合地を爲す關係上國際間の平和維持に盡力してゐるのである。

二、兵役制度

徵兵制度にして之に服しないものは四十歳に至るまで兵役税を納入することになつてゐる。

三、兵役年限

- 常備兵役 二〇—三二歳
- 豫備兵役 三三—四〇歳
- 國民兵役 四一—四八歳
- 在營期間

第一期教育(適齡壯丁)六〇乃至一〇二日
 復習教育 一日

第一期教育終了後兵役期間滿了迄各人は自宅に武器裝具を保管す。従つて教育者の外常時在營者なし。

四、兵力器材

兵 力

- 教育者(將校及下士官) 三二二
- 幹部教育人員 八、八七二
- 第一教育兵員 二〇、三六五
- 復習教育兵員 一五五、四六九

計 一八五、〇一八

器 材

- 飛行機數 一〇六 (別に練習機一七五)
- 右總馬力數 一〇三、四〇〇

第十三章 其の他の諸國

歐洲諸小國特に巴爾幹諸國は、外交的に或は小協商を組織し、或は巴爾幹協商を成形し、或は佛伊大國に結び將又大戰平和條約に依りて其の軍備に制限を受けある等の狀況に在りと雖、國土相接し其の國の軍備にして缺くる所あらんか直ちに國防上大なる脅威を受くるを以て、何れの國も皆其の國力以上と思はるゝ軍備を所有し而も營々として之が改善進歩に寧日なき有様である。「ムツソリーニ」の所謂「國境の防備全からずして其の國に外交なく教育なく藝術なく將又産業なし。故に外交も教育も藝術も將又産業も皆國防を基調として行はるべきものなり」との言を如實に實行しつゝある觀がある。

一、匈國

此の國も平和條約に依り軍備の制限を受けありと雖、七混成旅團、二騎兵旅團を基幹としたものを有し、其の總兵員は人口八百六十萬に對し約三萬五千である。

二、勃國

勃國も亦平和條約に依る軍備制限國であり、其の總人口六百萬に對し全兵員二萬と定められて居る。

三、「ルーマニヤ」

歩兵二十四箇師團、騎兵三箇師團此の總兵力約二十五萬を有し、航空部隊は五聯隊、機數五〇〇機、機械化部隊としては機甲部隊二旅團、戰車一聯隊を有してゐる。

四、「トルコ」

歩兵二十二箇師團、騎兵三箇師團此の總兵力約二十萬あり、航空三箇聯隊、機數三〇〇機、裝甲隊一大隊を有してゐる。

五、「フィンランド」

歩兵三箇師團、騎兵一旅團此の總兵力約四萬あり、航空三箇聯隊と一箇大隊、機數三〇〇機、裝甲部隊一中隊を有してゐる。

六、其の他

其の他の諸國の總兵員の概數は左の如くである参考の爲其の國の總人口概數を附しておいた。

	兵員	人口
「ユーゴスラビア」	一二〇,〇〇〇	一四,九五一,〇〇〇
「ギリシヤ」	六五,〇〇〇	六,三九四,〇〇〇
「オランダ」	五八,〇〇〇	八,一八三,〇〇〇
「リビア」	一九,〇〇〇	二,四〇〇,〇〇〇
「ラトヴィア」	二五,〇〇〇	一,九二〇,〇〇〇
「エストニア」	一五,〇〇〇	一,一二〇,〇〇〇

波國欄の數字は一九三九年獨波會戰前に於けるものを示す。

波國欄の數字は一九三九年獨波會戰前に於けるものを示す。

列國陸軍々備一覽

昭和十四年末調

國名	總數	平時兵員	主要團隊數	摘要	國分區																															
					內	外																														
蔣中正 權心 支那	約九十三萬	中央軍 三十九萬 其他諸軍 五十四萬	步兵 百五十二箇師團 獨立旅 三十六箇旅團 騎兵 七箇旅團	本表の外多數の不正規兵士匪團ありて、軍隊と略同様の實力を有し、正規軍に編せらるゝこと、其の兵數は算定困難であるが、四五十萬を下らぬものと判断せらる。	從來の民兵師團の廢止は昭和十四年三月十八日回黨大會に於てウオロシロフ國防人民委員が確言した。	蘇聯邦	約二百二十萬	正規軍 約百九十萬 內務人民委員部 約三十五萬	步兵師團 百十箇師團 騎兵師團 三十五箇師團	護國軍 法定數 約二十九萬八千 現在數 約二十萬	正規軍 約二十萬	正規軍 約二十萬	編成豫備軍 約十二萬	騎兵 九箇師團 步兵 三箇師團	米國	約五十三萬	正規軍 約二十萬 地方軍 約三十萬 豫備軍 約二十萬	正規軍 二十箇師團 地方軍 三十箇師團	護國軍 法定數 約四十二萬五千 現在數 約二十一萬	以上の外外征に使用するは目下の所正規軍、地方軍、豫備軍、約七十萬にして今次戰爭に於ては少くも六十箇師團約七〇〇萬を動員し得べし本表の外に空軍兵力十萬を有す	英國	本國外 約八十五萬 本國 約四十五萬	本國外の兵力 約十六萬六千 加洲 約三萬六千 印度 約一萬三千 新西蘭 約一萬三千 南愛爾蘭 約一萬三千	本國に駐屯する部隊 二十箇師團 植民地師團 一箇師團 戰車師團 四箇師團 騎兵師團 四箇師團 砲兵師團 三箇師團 工兵旅團 二箇旅團 海軍駐屯部隊 四十四箇旅團	佛國	正規軍 約四十四萬八千 在「アフリカ」及「ルヴァン」 十四萬六千 在植民地及支那 六萬	本國に駐屯する部隊 四十二箇師團 自動車化輕師團 四箇師團 機械化師團 五箇師團 騎兵旅團 一箇旅團 突擊隊等	歐洲最強の國軍建設を企圖するが如くである。	獨逸國	武裝團體 十八萬二千	憲任統治領民兵 約三萬五千 委任統治領民兵 約三萬五千	親衛隊 五十二箇師團 輕快車師團 五十一箇師團 装甲師團 二箇師團 胸甲師團 二箇師團 ザラバ兵團 一箇師團	伊國	正規軍 約二百萬	本國軍 約六十萬 內憲兵 五萬	本表の外空軍約二萬

波	國	伊	獨	佛	英	米	邦聯	
約七萬 武裝部隊	約四十七萬 武裝部隊	約六十五萬 武裝部隊	約二百萬 正規軍	十八萬二千 武裝團體	四萬 正規軍	約八十八萬 本國軍	約五十三萬 本國軍	約二百二十萬 正規軍
關境 警備隊 國境 警備隊 稅關 警備隊	護國義勇 隊團軍	植民地軍		憲法 委任 統治 領民 兵隊	在本國 兵力 在「アフリカ」及 「ルヴァン」 在植民地及支那	本國外の兵力 加奈陀 印度 新蘭 南西 愛蘭	編成豫備軍 護國軍 正規軍	正規軍
約三萬 約六萬 約二萬	約一萬 約二萬 約四萬 約三萬 約五萬 約六萬 約三萬 約五萬	約六萬 內憲兵 約五十萬		約三萬 約四萬 約五萬 約四萬 約三萬 約二千	約四萬 約十四萬 約六萬 約八萬	約三萬 約六萬 約一萬 約一萬 約一萬 約一萬	法定數 約二十九萬 約八萬 現在數 約二十一萬 法定數 約四十二萬 約五萬	法定數 約二十九萬 約八萬 現在數 約二十一萬
步兵師團 騎兵師團 獨立騎兵團 野砲兵隊 特種砲兵隊	步兵師團 騎兵師團 獨立騎兵團 野砲兵隊 特種砲兵隊	步兵師團 騎兵師團 獨立騎兵團 野砲兵隊 特種砲兵隊	步兵師團 騎兵師團 獨立騎兵團 野砲兵隊 特種砲兵隊	步兵師團 騎兵師團 獨立騎兵團 野砲兵隊 特種砲兵隊	步兵師團 騎兵師團 獨立騎兵團 野砲兵隊 特種砲兵隊	步兵師團 騎兵師團 獨立騎兵團 野砲兵隊 特種砲兵隊	步兵師團 騎兵師團 獨立騎兵團 野砲兵隊 特種砲兵隊	步兵師團 騎兵師團 獨立騎兵團 野砲兵隊 特種砲兵隊
一九三九年獨波會戰 前に於ける兵力を示す。	本表の外空軍約二萬 六千を有する。	歐洲最強の國軍建設 を企圖するが如く である。			以上の外外征に使用 するは目下の所正規 軍、地方軍、豫備軍、 約七十萬にして今次 戦争に於ては少くも 六十萬師團約七〇〇 萬を動員し得べし 本表の外に空軍兵力 十萬を有す	「ル」大統領は九月八 日準戦時なる事を宣 言國防強化に關し非 常時權を發動した。	護國軍は最小限二十 五萬と規定せられあ り、著、其の實現を 期してゐる。 「ル」大統領は九月八 日準戦時なる事を宣 言國防強化に關し非 常時權を發動した。	止は昭和十四年三月 第十八回大會に於 てウオロシロフ國 防人民委員が確言し た

波國欄の數字は一九三九年獨波會戰前に於けるものを示す。

國 波	國 伊	國 獨
機百七約	機千三約 (屬所省軍空)	てにみの力兵擊攻 機千六約 (屬所省軍空) (んせ達に萬一約は數機總)
氣 飛 球 行	隊約飛行 二二機 〇 中 在「アフリカ」 海軍協同機二〇 陸軍協同機二五 驅逐機六 爆擊機八〇 機六〇 機八〇 中隊 中隊 中隊	註、以上は悉く攻撃機にして右 の外地防空用並陸海軍協同 用の飛行機各數百機あり。
二七聯隊 大聯隊		對波戰當時 戰輕重 約約約八十五 約約約三五〇 〇〇〇中隊 %%%隊團
未詳	利萬六千九億一十二約 (度年〇四、九三九一) (算豫省空航)	未詳
未詳	砲部陣義野 約地勇五戰 數高軍(十二大隊) 一四〇門 二五司令	右の外地防空 用並各部隊 用とし多數の 砲及高射機銃 を有す。
戰車聯隊 四戰約八〇〇輛	胸甲師團 自動車化師團 輕快師團 右戰車數約一、五〇〇輛	空軍高射砲 約八〇箇聯隊 重機械化師團 輕機械化師團 戰車數約四、〇〇〇輛

對波戰前

列國新兵器整備一覽

昭和十四年末調

國名	飛行機	陸軍機	航空機	高射砲	戰車
波國	機百七約	飛行機 七聯隊	二大隊	未詳	戰車聯隊 四戰約八〇〇輛
伊國	機千三約 (屬所省軍空)	飛行機 約二〇〇中 驅逐機 陸軍協同機 海軍協同機 在「アフリカ」 三五中隊	八〇中隊 六〇中隊 二五中隊 二〇中隊	野戰高射砲聯隊 五(十二大隊) 義勇軍に屬する 高地砲司令 約二五	胸甲師團 自動車化師團 輕快師團 右戰車數約一、五〇〇輛
獨國	機千六約 (屬所省軍空) (んせ達に萬一約は數機總)	對波戰當時 戰輕重 約約約八十五 約約約〇〇〇 約約約〇〇〇 約約約〇〇〇	未詳	空軍高射砲 約八〇箇聯隊 右の外要地防空 用として多數の 砲及高射機銃 を有す。	重機械化師團 輕機械化師團 戰車數約四、〇〇〇輛
佛國	機百七千四約 (屬所省空航) (百二千二約機線一第内)	飛行機 約一五〇中隊 偵察球 擊開球 五四四一 五三〇二	法萬九十五百千三億五十百	五聯隊	戰車旅團三(六聯隊) 獨立戰車大隊 獨立戰車中隊 右戰車數約一、五〇〇輛 其他豫備戰車多數 裝甲自動車中隊約二〇
英國	機百二千五約 (屬所省軍空) (機線二第は數半内)	本國第一線機 爆擊 戰開 其他 海外派遣 艦載 計 別に補助空軍二〇中隊 右の外第一線機以外略、同數の 第二線機を保有す 外に海外自治領 七二五機	正規軍高射砲隊 (海外のものを含む) 二二三箇中隊 (機械化) 砲數二三〇 一部は旅團に編 成せらる 戦時は戰車を合 編成す 地方軍高射砲隊 砲數十三箇中隊 未詳	戰車約三五〇輛 右の外軍の機械化に伴ひ 歩、騎兵用輕戰車相當數を 有す。 裝甲自動車 約一、二〇〇輛(推定) 印度には外に戰車三中隊裝 甲自動車五中隊を有す。	
米國	機百三千二約	正規軍 偵察 戰開 其他 計 約二〇〇〇機 約一三〇〇中隊 約二〇〇〇機	萬千三約 弗四億 百六	八聯隊 砲數 約二〇〇門 外に高射機銃 約五、〇〇〇 (本數字は豫備 兵器を含む)	中戰車聯隊(八中隊) 輕戰車中隊 計 右戰車數(豫備戰車を含む) 約五〇〇輛 裝甲自動車中隊(騎兵師團 配屬) 其他を合し裝甲自動車數 約二〇〇〇輛
蘇聯邦	機千八約 (千五機線一第内)	飛行機 外に氣球中隊 七二〇中隊以上 若干	未詳	高射砲聯隊 (師・旅團を含む) 約四〇 同右 約五〇 高射機銃聯隊 若干	裝甲旅團 獨立戰車聯(大隊約二〇 右の外歩兵及騎兵師團の大 部は機械化部隊を有す。 右戰車數約八、〇〇〇輛

波國欄の數字は一九三九年獨波會戰前に於けるものを示す。

昭和十五年一月十五日印刷
昭和十五年一月二十日發行

陸
軍
省

ESS



